

CHINA REPORT

# JBIC 中国レポート

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

## INDEX

新公布法令・改正法令情報 .....	2
投資関連制度情報 .....	9
中国における輸出管制制度	
コラム - 名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一 .....	16
第14次5カ年計画の建議にみる中国の経済社会政策の方向性	
コラム - キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄 .....	29
— 個人情報保護制度の再考 —	
個人情報の人格権としての法的保護を契機として	

表紙写真：福建省廈門海滄大橋架橋プロジェクト（1997 年事業開発等融資案件、承諾額 156 億円）

### JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立つような投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>

株式会社国際協力銀行 北京代表処  
越智 幹文

## 新公布法令・改正法令情報

### 主な新公布法令【1】

（2020 年 5 月から 2020 年 9 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

#### ・ 会社設立・M&A

法令名：	自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）		
公布部門：	国家発展改革委員会・商務部	文書番号：	第 33 号令
公布日：	2020 年 6 月 23 日	施行日：	2020 年 7 月 23 日
概要等：	2022 年に、①乗用車製造の外資持分比率制限及び②同一の外商は国内において 2 社以下の同類の完成車製品を生産する合資企業を設立することができるという制限を取り消す。「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下「自貿試験区ネガティブリスト」という。）には、持分要求、高級管理者の要求等の外商投資参入許可方面の特別管理措置を統一して列挙し、自由貿易試験区に適用する。「自貿試験区ネガティブリスト」以外の分野においては、内外資一致の原則に従い管理を実施する。		

<sup>1</sup> 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「-」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日（遡及適用）。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

法令名：	外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）		
公布部門：	国家発展改革委員会・商務部国家外貨管理局	文書番号：	第 32 号令
公布日：	2020 年 6 月 23 日	施行日：	2020 年 7 月 23 日
概要等：	2022 年に、①乗用車製造の外資持分比率制限及び②同一の外商は国内において 2 社以下の同類の完成車製品を生産する合資企業を設立することができるという制限を取り消す。 「外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下「外商投資参入許可ネガティブリスト」という。）には、持分要求、高級管理者の要求等の外商投資参入許可方面の特別管理措置を統一して列挙する。「外商投資参入許可ネガティブリスト」以外の分野においては、内外資一致の原則に従い管理を実施する。		
法令名：	「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の調整・発布に関する公告		
公布部門：	商務部・科学技術部	文書番号：	公告 2020 年第 38 号
公布日：	2020 年 8 月 28 日	施行日：	-
概要等：	「対外貿易法」及び「技術輸出入管理条例」に基づき、商務部及び科学技術部は、「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」（商務部・科学技術部令 2008 年第 12 号附属書）の内容について部分的な調整をし、ここに公布する。		
法令名：	金融持株会社参入許可管理の実施に関する国务院の決定		
公布部門：	国务院	文書番号：	国発[2020]12 号
公布日：	2020 年 9 月 11 日	施行日：	2020 年 11 月 1 日
概要等：	中華人民共和国の境内の非金融企業、自然人及び認可を経た法人が 2 つ以上の異なる種類の金融機構の持分を支配し、又は実際に支配し、この決定に定める事由のある場合には、中国人民銀行に申請を提出し、認可を経て金融持株会社を設立しなければならない。		
法令名：	クロスボーダー電子商取引企業対企業輸出監督管理試行の展開に関する公告		
公布部門：	税関総署	文書番号：	2020 年第 75 号
公布日：	2020 年 6 月 12 日	施行日：	2020 年 7 月 1 日
概要等：	クロスボーダー電子商取引 B2B 輸出貨物には、全国通関一体化を適用し、また、「クロスボーダー電子商取引」モデルを採用して転関をすることもできる。北京税関、天津税関、南京税関、杭州税関、寧波税関、アモイ税関、鄭州税関、広州税関、深圳税関及び黃埔税関においてクロスボーダー電子商取引 B2B 輸出監督管理試行を展開する。試行状況に基づき、遅滞なく全国税関において複製・普及させる。		
法令名：	加工貿易の国内販売申告納税手続期限の調整に関する公告		

公布部門：	税関総署	文書番号：	2020 年第 78 号
公布日：	2020 年 7 月 1 日	施行日：	2020 年 7 月 1 日
概要等：	条件に適合して月ごとに国内販売申告納税手続をする税関特殊監督管理区域外の加工貿易企業については、手帳の有効期間又は帳簿消込の締切日を超えないことを前提として、遅くとも四半期終了後 15 日以内に申告納税手続を完了することができる。四半期ごとの申告納税は年を跨いで操作してはならず、企業は、毎年 4 月 15 日、7 月 15 日、10 月 15 日及び 12 月 31 日までに申告をしなければならない。		

・ 外貨管理

法令名：	現行の有効な外貨管理主要法規目録（2020 年 6 月 30 日まで）		
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	—
公布日：	2020 年 7 月 14 日	施行日：	—
概要等：	—		
法令名：	『『經常項目外貨業務指針（2020 年版）』の印刷発布に関する国家外貨管理局の通知』		
公布部門：	国家外貨管理局	文書番号：	匯發[2020]14 号
公布日：	2020 年 8 月 28 日	施行日：	2020 年 8 月 28 日
概要等：	ビジネス環境をより一層最適化し、かつ、市場主体が經常項目の外貨業務を手続することを利便化するため、国家外貨管理局は、関連法規を全面的に整合し、「經常項目外貨業務指針（2020 年版）」を作成し、かつ、一部の規定を廃止した。従前の規定とこの通知が一致しない場合には、この通知に従い執行する。		

・ 税務・会計

法令名：	「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための内地とマカオ特別行政区との間の取極」第 4 議定書の発効・執行に関する公告		
公布部門：	税務総局	文書番号：	2020 年第 11 号
発布日：	2020 年 5 月 25 日	施行日：	2020 年 5 月 14 日
概要等：	第 4 議定書の規定に従い、この議定書は 2020 年 5 月 14 日に発効し、そのうちの第 6 条の規定は 2020 年 5 月 14 日以降に支払われる所得に適用され、その他の条項の規定は 2021 年 1 月 1 日以降に開始する納税年度に取得する所得に適用される。		
法令名：	海南自由貿易港企業所得税優遇政策に関する通知		
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：	財稅[2020]31 号
発布日：	2020 年 6 月 23 日	施行日：	2020 年 1 月 1 日-2024 年 12 月 31 日
概要等：	海南自由貿易港において設立された観光事業、現代サービス事業又はハイテ		

ク技術企業が新規に境外へ直接投資して取得した所得については、企業所得税を免除する。			
法令名：	海南自由貿易港ハイエンド・緊急必要人材の個人所得税政策に関する通知		
公布部門：	国家税務総局	文書番号：	財稅[2020] 32 号
発布日：	2020 年 6 月 23 日	施行日：	2020 年 1 月 1 日
概要等：	海南自由貿易港で勤務するハイエンド人材及び緊急必要人材について、その個人所得税の実際の税負担が 15%を超える部分については、徴収を免除する。		
法令名：	資源税に関係する問題の執行標準に関する公告		
公布部門：	財政部・税務総局	文書番号：	公告 2020 年第 34 号
公布日：	2020 年 6 月 28 日	施行日：	2020 年 9 月 1 日
概要等：	資源税課税製品（以下「課税製品」という。）の売上額は、納税者が課税製品を販売して購入者から収受した代金全部に従い確定し、増値税税金を含まない。		
法令名：	固定装置を設置している非運送専用作業車両につき車両購入税の徴収を免除することに関係する政策に関する公告		
公布部門：	財政部・税務総局・工業及び情報化部	文書番号：	2020 年第 35 号
公布日：	2020 年 7 月 1 日	施行日：	2021 年 1 月 1 日
概要等：	車両購入税の徴収を免除する固定装置を設置する非運送専用作業車両については、「車両購入税の徴収を免除する固定装置を設置する非運送専用作業車両目録」（以下「目録」という。）の発布を通じて管理を実施する。「目録」に組み入れる車両に関係する技術要求、「目録」への組み入れ及び管理等の事項については、税務総局が工業及び情報化部と共同して別途定める。		

・ その他

法令名：	「民法典」		
公布部門：	—	文書番号：	主席令第 45 号
公布日：	2020 年 5 月 28 日	施行日：	2021 年 1 月 1 日
概要等：	「婚姻法」、「相続法」、「民法通則」、「養子縁組法」、「担保法」、「契約法」、「物権法」、「権利侵害責任法」及び「民法総則」は、同時にこれらを廃止する。		
法令名：	中共中央及び国务院の印刷発布による海南自由貿易港建設総体方案		
公布部門：	中共中央・国务院	文書番号：	—
公布日：	2020 年 6 月 1 日	施行日：	—
概要等：	海南自由貿易港に登録され、実質的に運営する企業（ネガティブリスト業種を除く。）については、軽減して 15%に従い企業所得税を徴収する。1 納税年度内に海南自由貿易港において累計した居住日数が 183 日以上である個人については、その取得の源泉が海南自由貿易港範囲内にある総合所得及び経営所得について、3%、10%、15%の 3 段階の超過累進税率に従い個人所得税を徴収する。貨物貿易については、「ゼロ関税」を基本的特徴とする自由化・利便		

	化制度の手配を実施する。サービス貿易については、「参入が許可されれば経営も許可される」ことを基本的特徴とする自由化・利便化政策措置を実行する。
法令名：	ファイナンスリース会社監督管理暫定施行弁法の印刷発布に関する中国銀保監会の通知
公布部門：	中国銀保監会 文書番号：銀保監発〔2020〕22号
公布日：	2020年5月26日 施行日：2020年5月26日
概要等：	ファイナンスリース取引に適用されるリース物件は、固定資産とする。ただし、別段の規定がある場合を除く。ファイナンスリース会社がファイナンスリース業務を展開するにあたっては、権利帰属が明確で、真実に存在し、かつ、収益を発生することができるリース物件を媒体としなければならない。ファイナンスリース会社は、抵当権が設定され、権利帰属に紛争が存在し、司法機関により既に封印され、若しくは差し押さえられている財産又は所有権に瑕疵が存在する財産をリース物件として受け入れてはならない。
法令名：	レッドチップ企業が科学技術イノベーションボードにおける発行・上場を申請することに関する事項に関する通知
公布部門：	上海証券取引所 文書番号：上証発〔2020〕44号
公布日：	2020年6月5日 施行日：—
概要等：	レッドチップ企業が PE、VC 等の投資家に対し約定した買戻権等の優先権を有する株式又は転換可能債券（以下「優先株」と総称する。）を発行するにあたっては、発行者及び投資家は、申告及び発行の過程において優先権を行使せず、かつ、上場前に優先権を終了し、普通株に転換する旨を約定し、かつ、承諾しなければならない。投資家は、その優先株式を取得した時点に従い、相応するロックアップ期間の要求を適用する。
法令名：	「海南自由貿易港において国際航空の第 7 の自由の開放を試行することにかかる実施方案」の印刷発布に関する民用航空局の通知
公布部門：	中国民用航空局 文書番号：—
公布日：	2020年6月3日 施行日：—
概要等：	中国民用航空局は、積極的で着実、秩序を有した開放及び段階的な推進という原則に従い、海南自由貿易港において段階ごと及び手続ごとに国際航空の第 7 の自由（相手国と第三国までの間のみの運輸権）の開放を試行する。
法令名：	ベンチャーボード上場会社持続的監督管理弁法（試行）
公布部門：	証監会 文書番号：第 169 号令
公布日：	2020年6月12日 施行日：2019年6月12日
概要等：	企業の株券、預託証券及びそのデリバティブが深圳証券取引所ベンチャーボードにおいて上場された後の関連各当事者の行為を規範化し、企業のより良い発展を支援・指導し、かつ、投資家の適法な利益を保護するため、「証券法」、「会社法」、「イノベーション企業による株券又は預託証券の境内発行の展開

	の試行に関する証監会の若干の意見を転送発布することに関する国务院弁公庁の通知」及び関連する法律法規に基づき、この弁法を制定する。
法令名：	輸出製品の国内販売への転換を支持することに関する国务院弁公庁の実施意見
公布部門：	国务院弁公庁 文書番号：国弁発〔2020〕16号
公布日：	2020年6月17日 施行日：—
概要等：	対外貿易企業がブランド業者と輸出から国内販売に転換された製品がかかわる知的財産権の権利付与について協議し、特許出願、商標登録及び著作権登録を適切に行うことを支持する。対外貿易企業の知的財産権の運用に対する指導及びサービスを強化する。
法令名：	「商標権侵害判断標準」の印刷発布に関する国家知的財産権局の通知
公布部門：	国家知的財産権局 文書番号：国知発保字〔2020〕23号
公布日：	2020年6月15日 施行日：2020年6月15日
概要等：	商標の法律執行の指導業務を強化し、法律執行標準を統一し、法律執行水準を引き上げ、かつ、商標専用権の保護を強化するため、「商標法」、「商標法实施条例」、関連する法律法規及び部門規則に基づき、この標準を制定する。
法令名：	広東・香港・マカオ大湾区の発展に海事が奉仕することを推進することに関する交通運送部の意見
公布部門：	交通運送部 文書番号：交海発〔2020〕57号
公布日：	2020年6月19日 施行日：—
概要等：	LNG 燃料動力、電池動力等の船舶への応用及び船舶接岸時の陸上電力の使用を推進し、電気エネルギー、水素エネルギー等の新エネルギーの船舶分野での応用を開拓し、船舶の省エネルギー・排出削減を促進する。大湾区の環境に配慮したフェリー技術を研究・推進する。
法令名：	中国（海南）自由貿易試験区における関係行政法規規定の一時的調整実施に関する国务院の通知
公布部門：	国务院 文書番号：国函〔2020〕88号
公布日：	2020年6月18日 施行日：—
概要等：	中国（海南）自由貿易試験区において、「海事事務担保条例」、「輸出入関税条例」、「国際海運条例」、「船舶及び海上施設検査条例」及び「国内水路運送管理条例」の 5 件の行政法規の管理規定を一時的に調整実施する。
法令名：	証券にかかる紛争の代表者訴訟にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定
公布部門：	最高人民法院 文書番号：法積〔2020〕5号
公布日：	2020年7月30日 施行日：2020年7月31日
概要等：	証券にかかる集団訴訟制度をより一層完全化し、投資家が訴訟を提起し、及び参加するのに便宜をはかり、投資家の権利維持コストを引き下げ、投資家の適法な權益を保護し、資本市場の違法規則違反行為を有効に懲罰し、かつ、資本市場の健全かつ安定した発展を維持するため、「民事訴訟法」、「証券法」等の

法律の規定に基づき、証券市場の実際及び裁判の実践を結び合わせ、この規定を制定する。	
法令名：	保険資金のデット・エクイティ・スワップ投資計画への投資に関連する事項に関する中国銀保監会弁公庁の通知
公布部門：	銀保監会
公布日：	2020 年 9 月 4 日
概要等：	保険資金は、金融資産投資会社が設立したデット・エクイティ・スワップ投資計画に投資し、「保険資金投資に係る金融商品に関する通知」（保監発〔2012〕91 号）の管理に組み入れることができる。
文書番号：	銀保監弁発〔2020〕82 号
施行日：	—
法令名：	電子商取引プラットフォームにかかわる知的財産権民事事件の審理に関する最高法の指導意見
公布部門：	最高人民法院
公布日：	2020 年 9 月 10 日
概要等：	電子商取引プラットフォームにかかわる知的財産権民事事件を公正に審理し、法により電子商取引分野の各主体の適法な権益を保護し、電子商取引プラットフォームの経営活動の規範的で、秩序ある健全な発展を促進するため、知的財産権裁判の実情を考え合わせ、この指導意見を制定する。
文書番号：	法発〔2020〕32 号
施行日：	—
法令名：	インターネット知的財産権侵害紛争にかかわるいくつかの法律適用問題に関する最高法による回答
公布部門：	最高人民法院
公布日：	2020 年 9 月 12 日
概要等：	ネットワークサービス提供者及び電子商取引プラットフォームは、知的財産権権利者が法により発出した通知を受け取った後、遅滞なく権利者の通知に関連するネットワークユーザー及びプラットフォーム内経営者に転送し、かつ、権利侵害を構成する初歩証拠及びサービス類型に基づき必要な措置を講じなければならない。
文書番号：	法積〔2020〕9 号
施行日：	2020 年 9 月 14 日

## 投資関連制度情報

### 中国における輸出管制制度

2020 年 10 月 17 日、「中華人民共和国輸出管制法」（以下「輸出管制法」という。）が全人大常委会第 22 回会議において可決され、2020 年 12 月 1 日から施行された。2018 年以降の関税措置発動に端を発する米中貿易摩擦による関係悪化の結果、2019 年 5 月に米商務省はファーウェイ（華為技術）とその関連企業をエンティティリストに追加し、その後も追加される中国企業は後を絶たず、リスト記載企業に対する米国からの輸出は原則禁止となった。米国への対抗措置として中国が 2019 年 6 月以降検討し 2020 年 9 月に施行した「信頼できないエンティティリスト」、2020 年 8 月の「禁止輸出制限輸出技術目録」の大幅拡充に続き、この度の「輸出管制法」も対米対抗措置として位置づけられる。

### 第一、輸出管制法律体制

輸出管制については、輸出管制法が公布されるまでに、核、生物、化学、ミサイル及び軍事用品等に関する輸出管制法律制度があったが、各行政法規・部門規章に散在していた。

分野	法律法規	施行/修正年
両用品目、軍用品、核その他	「輸出管制法」	2020 年施行
貿易	「対外貿易法」	2016 年修正
	「税関法」	2017 年修正
	「貨物輸出入管理条例」	2002 年施行
	「技術輸出入管理条例」	2019 年修正
核	「核輸出管理規制条例」	2006 年修正
	「核両用品及び関連技術輸出管理規制条例」	2007 年修正
生物	「生物両用品並びに関連設備及び技術輸出管理規制条例」	2002 年施行
化学	「監督規制化学品管理条例」	2011 年修正
	「監督規制化学品管理条例実施細則」	2018 年修正
	「毒物製造容易化学品管理条例」	2018 年修正
	「関係化学品並びに関連設備及び技術輸出管理規制弁法」	2002 年施行
ミサイル	「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出管制条例」	2002 年施行
軍事	「軍事品輸出管理条例」	2002 年修正
その他	「機微品目及び技術輸出経営登記管理弁法（2015 年）」	2015 年修正
	「両用品目及び技術輸出入許可証管理弁法」	2006 年施行
	「両用品目及び技術輸出入通用許可証管理弁法」	2009 年施行

「民間航空部品輸出分類管理弁法」	2006 年施行
------------------	----------

## 第二、輸出管理法

### 一、輸出管理法の立法について

2017 年 6 月 16 日、「中華人民共和国輸出管理法（草案パブコメ稿）」が商務部より公布され、その後 2019 年 12 月・2020 年 7 月・2020 年 10 月合計 3 回の全人代常委会の審議を経て、2020 年 10 月 17 日に可決・公布され、2020 年 12 月 1 日より施行された。

### 二、輸出管理法の内容について

#### 1、品目の管制範囲

「輸出管理法」は両用品目、軍用品、核その他の、国の安全及び利益の維持保護並びに拡散防止等の国際義務の履行と関連する貨物、技術、サービス等の品目及び品目に関連する技術資料等のデータに適用される。

#### 2、輸出の管制範囲

輸出管制的「輸出」については、広義に解釈しなければならない。通常に理解する「中華人民共和国の境内から境外に対し移転する管制品目」（第 2 条）の他、みなし輸出、すなわち「中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織が外国の組織及び個人に対し提供する管制品目」（第 2 条）、及び「管制品目の通過、継越、中継、再輸出又は保税區、輸出加工区等の税関特殊監督管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所から境外への輸出」（第 45 条）についても適用される。

#### 3、輸出管理法の義務主体

(1) 輸出経営者：管制品目の輸出に従事するにあたり、関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない（第 11 条）。

(2) 関連輸出サービスの提供者：輸出経営者が輸出管制にかかる違法行為に従事していることを明らかに知りながら当該輸出経営者のために代理、貨物運送、配達、通関申告、第三者電子商取引の取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない（第 36 条）。

(3) 輸入業者：輸入業者は、最終使用者又は最終用途が変更されたおそれのあることを発見した場合には、規定に従い直ちに国の輸出管制管理部門に報告しなければならない（第 16 条第 2 項）。

(4) 境外主体：中華人民共和国の境外の組織及び個人がこの法律の輸出管制管理に関する規定に違反し、中華人民共和国の国の安全及び利益に害を及ぼし、拡散防止等の国際義務の履行を妨害した場合には、法により処理し、かつ、その法律責任を追及する（第 44 条）。

## 4、輸出管制方式

### (1) 輸出管制リスト

国は、統一された輸出管制制度を実行し、管制リスト、名簿又は目録（以下「管制リスト」という。）の制定、輸出許可の実施等の方式を通じて管理をする。（第 4 条）

### (2) 臨時管制

国の安全及び利益の維持保護並びに拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、國務院の承認を経て、又は國務院及び中央軍事委員会の承認を経て、国の輸出管制管理部門は、**輸出管制リスト以外の貨物、技術及びサービス**に対し臨時管制を実施し、かつ、公告をすることができる。（第 9 条）

### (3) 輸出禁止

国の輸出管制管理部門は、関係部門と共同して、関連する管制品目の輸出を禁止し、又は特定の目的国及び地域若しくは特定の組織及び個人に対する関連する管制品目の輸出を禁止することができる。（第 10 条）

### (4) 輸出許可制度（第 11 条、第 12 条）

輸出経営者は、管制品目の輸出に従事するにあたり、法により関連する管制品目の輸出経営資格を取得する必要がある場合には、相応する資格を取得しなければならない。

輸出管制リストに掲げられた管制品目又は臨時管制品目については、輸出経営者は、国の輸出管制管理部門に対し許可を申請しなければならない。

輸出管制リストに掲げられた管制品目及び臨時管制品目以外の貨物、技術及びサービスについては、輸出経営者は、関連する貨物、技術及びサービスに次のリスクが存在するおそれのあることを知り、若しくは知るべきであり、又は国の輸出管制管理部門の通知を受けた場合には、国の輸出管制管理部門に対し許可を申請しなければならない。

- ① 国の安全及び利益に害を及ぼすこと。
- ② 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いられること。
- ③ テロリズムの目的に用いられること。

## 第三、管制リスト

中国は下記のとおり、核、生物、化学、ミサイル及び軍事用品等について輸出管制リストを公布した。

分野	法律法規	公布/修正年
一般貨物	禁止輸出貨物目録	2001 年
技術	禁止輸出制限輸出技術目録	2020 年修正
両用品目	両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト	2019 年
軍用品	軍用品輸出管理リスト	2002 年
核	核輸出管制リスト	2018 年修正
	核両用品及び関連技術輸出管制リスト	2017 年修正
ミサイル	ミサイル及び関連品目並びに技術輸出管制リスト	2002 年
生物	生物両用品及び関連設備並びに技術輸出管制リスト	2006 年修正

化学	関係化学品及び関連設備並びに技術輸出管制リスト	2002 年
----	-------------------------	--------

### 一、「禁止輸出制限輸出技術目録」2020 年修正

「禁止輸出制限輸出技術目録」の修正版は 2020 年 8 月 28 日に公布され、前回改定が 2008 年であり、12 年が経過した。2020 年版は 2008 年版のリストに基づき 53 の技術項目を調整し、従来の禁止項目 4 件・制限項目 5 件を削除し、新たに制限項目 23 件を追加し、技術項目 21 件の調整を行った。

商務部サービス貿易司の責任者は今回の調整について「技術輸出管理の規範化を図り、科学技術の進歩と対外経済技術協力を促進し、国の経済上の安全を守ることを目指している」こと、及び「急速な科学技術の発展と産業競争力の向上により、国際慣行に従って目録を改定することが不可欠であった」ことを説明した【2】。安全保障的色彩の強い技術項目も散見されるものの、安全保障というよりも政策的・対抗的な性格と考えられる項目も少なくない。

修正内容は下記のとおりである。

削除	禁止輸出 4 項目	バイオ肥料技術、カフェイン生産技術、リポフラビン生産技術、ビタミン発酵技術
	制限輸出 5 項目	ニューカッスル病ワクチン技術、天然薬物生産技術、機能性高分子材料製造及び加工技術、化学合成及び半合成薬品生産技術、情報安全 ファイアウォールソフトウェア技術
調整	規制要点及び技術仕様 21 項目	農産物育種技術、化学原料生産技術、生物農薬生産技術等
追加	制限輸出 23 項目	農業野生植物人工育成技術、遺伝子工学、ドローン技術、レーザー技術、暗号セキュリティ技術、人工知能相互インターフェイス技術等

### 二、商業用暗号【3】輸入許可リスト・輸出管制リスト

2020 年 11 月 26 日、「商業用暗号輸入許可リスト」及び「商業用暗号輸出管制リスト」は商務部・国家暗号管理局・税関総署より公布された。商業用暗号輸入許可リスト・輸出管制リストは「暗号法」（2019 年 10 月 26 日公布、2020 年 1 月 1 日施行）第 28 条に基づくもので、将来的には「輸出管制法」に基づいて、「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」など各専門分野のリストと統合される可能性がある。

<sup>2</sup> 「中国禁止輸出制限輸出技術目録」の修正・公布に関する商務部サービス貿易司責任者の記者会見。  
[http://www.gov.cn/zhengce/2020-08/29/content\\_5538302.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-08/29/content_5538302.htm)

<sup>3</sup> 「暗号」とは、特定の変換方法を採用して情報等に対し暗号化による保護及び安全認証をする技術、製品及びサービスをいい、「商業用暗号」は、国家秘密に属しない情報の保護に用いられます（暗号法第 2 条、8 条）。

### 「暗号法」

第 28 条 国务院の商務主管部門及び国家暗号管理部門は、法により、国の安全及び社会公共利益にかかわり、かつ、暗号化による保護機能を有する商業用暗号に対し輸入許可を実施し、国の安全、社会公共利益又は中国が負う国際義務にかかわる商業用暗号に対し輸出管制を実施する。商業用暗号輸入許可リスト及び輸出管制リストは、国务院の商務主管部門が国家暗号管理部門及び税関総署と共同して制定し、かつ、公布する。  
大衆消費類製品に採用される商業用暗号については、輸入許可及び輸出管制制度を実行しない。

### 三、信頼できないエンティティリスト

2020 年 9 月 19 日、商務部は「信頼できないエンティティリスト規定」（商務部令 2020 年第 4 号）を公布し、信頼できないエンティティリスト制度を設立した。信頼できないエンティティリストはまだ公布されていないが、「正常な市場取引原則に違反し、中国の企業その他組織若しくは個人との正常な取引を中断させ、又は中国の企業その他組織若しくは個人に対し差別的な措置を取り、中国の企業その他組織又は個人の適法な権益を重大に損なう行為」に対応し措置を講じることが明記され（第 2 条）、対米対抗措置としてリストが利用されることが窺える。

信頼できないエンティティリストは「対外貿易法」・「国家安全法」等の法律に基づいて制定するもので、中国企業・その他の組織又は個人の権益を保護し、個別の外国の主体の違法行為を是正し、国の主権・安全及び発展利益を維持保護し、公平・自由な国際貿易秩序を維持保護することが目的である【4】。他方、「信頼できないエンティティリスト」とは異なる概念として、「輸出管制法」に基づいて管理統制名簿及び管制リスト（管制リスト、名簿又は目録を含む）が制定される。

信頼できないエンティティリストも、「輸出管制法」に基づく管理統制名簿及び管制リストも国家安全及び利益を維持保護するための規定であるので、輸入業者が中国国家安全及び利益を侵害する場合、同時に信頼できないエンティティリスト及び「輸出管制法」に基づく管理統制名簿及び管制リストに記載される可能性がある。

### 第四、日本の輸出管理規制との比較

#### 一、国際輸出管理レジームとの関係

中国「輸出管制法」の立法目的は、「国の安全及び利益を維持保護し、拡散防止等の国際義務を履行し、かつ、輸出管制を強化し、及び規範化するため」と規定されている（第 1 条）。日本と同様、兵器開発等への転用防止の観点から輸出管理を行う側面も確かに認められるが、現在、中国が参加している国際輸出管理レジーム【5】は原子力供給国グル

<sup>4</sup> 「信頼できないエンティティリスト規定」に関する商務部の記者会見

<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/gbwxwfbh/xwfbh/swb/Document/1688083/1688083.htm>

<sup>5</sup> 核兵器や、生物・化学兵器そのものを規制する国際条約と異なり、兵器等及びそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理するための国際的な枠組みであるが、法的拘束力はなく、参加国は紳

ープ (NSG) 及び NSG から派生したザンガー委員会 (ZC) のみであり【6】、その他のオーストラリア・グループ (AG) (化学兵器・生物兵器関連)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) (通常兵器関連) には参加していない。

一方、日本は、これらのすべての国際輸出管理レジームに参加する 30 か国のうちの一つであり、外国為替及び外国貿易法 (以下「外為法」という。) はこれらの国際輸出管理レジームを踏まえ定められている。

したがって、「中国管制法」は、輸出及び技術等の輸出が禁止・制限されるリストの該当性による規制とそれ以外のものであっても国の輸出管制管理部門の通知を受けた場合など一定の場合に輸出を制限するという規制体系を採用しており、一見日本の安全保障輸出管理の仕組み【7】と類似しているが、立法背景が異なることからその目的 (「国の・・・利益を維持保護」を含む) や規制対象は必ずしも日本と同様のものと考えべきではないことに留意する必要がある。

## 二、輸出管理の対象

前述したように、中国の「輸出管制法」第 2 条では、管理品目として、「貨物、技術、サービス等の品目」を対象としている。日本を始めとする国際輸出管理レジームにおいては、輸出管理の対象は、**貨物**と貨物の開発等に用いられる**技術**であるため、「輸出管制法」はより広い対象を適用範囲とする可能性がある。もっとも、「輸出管制法」の下位規範や司法解釈は出ていないため、「サービス等」の範囲にどこまで含まれるのかはいまだ明確でない。

中国「輸出管制法」	日本「外為法」
<p>第 2 条 国による、両用品目、軍用品、核その他の、<b>国の安全及び利益の維持保護並びに拡散防止等の国際義務の履行と関連する貨物、技術、サービス等の品目</b> (以下「管制品目」と総称する。) に対する輸出管制には、この法律を適用する。</p> <p>前項にいう「管制品目」には、品目に関連する技術資料等のデータを含む。</p> <p>この法律において「輸出管制」とは、中華人民共和国の境内から境外に対し移転する管制品目並びに中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織が外国の組織及び個人に</p>	<p>(役務取引等)</p> <p>第二十五条 <b>国際的な平和及び安全の維持</b>を妨げることとなると認められるものとして政令で定める<b>特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術</b> (以下「特定技術」という。) を特定の外国 (以下「特定国」という。) において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けな</p>

士的な申合せとして存在し、自国での法制化は任意的である。

6 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/regime.html>

7 外為法は、専ら貨物や技術の機能や性能 (スペック) に着目したリスト規制とリスト規制に該当しない製品を使用して大量破壊兵器の開発等を行っていた事実が判明したことから、導入されたキャッチオール規制で補完する仕組みを採用している。キャッチオール規制は、リスト規制と異なり、専ら需要者や用途に着目した規制であり、一定の地域・外国ユーザーリストに該当するか、又は経済産業大臣から通知を受けた場合に許可申請が必要となる。

<p>対し提供する管制品目に対し、国が禁止又は制限性の措置を講ずることをいう。</p> <p>第 12 条 国は、管制品目の輸出に対し許可制度を実行する。</p> <p><b>輸出管制リスト</b>に掲げられた管制品目又は臨時管制品目については、輸出経営者は、国の輸出管制管理部門に対し許可を申請しなければならない。</p> <p>輸出管制リストに掲げられた管制品目及び臨時管制品目<b>以外</b>の貨物、技術及びサービスについては、輸出経営者は、<u>関連する貨物、技術及びサービスに次のリスクが存在するおそれのあることを知り、若しくは知るべきであり、又は国の輸出管制管理部門の通知を受けた場合には、国の輸出管制管理部門に対し許可を申請しなければならない。</u></p> <p>(一) 国の安全及び<b>利益</b>に害を及ぼすこと。</p> <p>(二) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いられること。</p> <p>(三) テロリズムの目的に用いられること。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(輸出の許可等)</p> <p>第四十八条 <b>国際的な平和及び安全の維持</b>を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする<b>特定の種類の貨物の輸出</b>をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p>
---	--

## 三、罰則

「輸出管制法」に違反した者に対しては、5 万元以上の罰金や、輸出経営資格の取消し等の行政処罰が課されるが、輸出禁止品目の輸出又は管制品目の無許可輸出は刑事責任を問われ、刑事処罰を受けた者は、**終身にわたり**関係する輸出経営活動に従事してはならない (第 39 条) とする厳しい制裁がある。

「外為法」では、最大で 10 年以下の懲役、10 億円若しくは目的物の価格の 5 倍以下の罰金、又はこれの併科が罰則として定められているが、行政制裁としては、**3 年以内の期間を限り**、一切の輸出、技術提供又は仲介貿易取引を禁ずるという行政制裁を科することができるに留まる。

以上

—コラム 第 14 次 5 年計画の建議にみる中国の経済社会政策の方向性—

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家陽一

はじめに

2020 年 10 月 29 日、中国共産党第 19 期中央委員会第五回全体会議（五中全会）が閉幕した。同会議における最大の注目点は、今後の経済社会政策の基本方針を示す「第 14 次 5 年計画および 2035 年までの長期目標の策定に関する建議」が審議・採択されたことである<sup>8</sup>。

中国は経済社会政策を 5 年計画で運営している。2021 年から 2025 年は第 14 次 5 年計画（以下「14・5 計画」という。）の期間となるが、そういう意味で、今後 5 年間の中国の経済社会政策を展望する上では、同計画の内容が非常に大きな焦点となる。加えて、先般の五中全会では、2035 年までの長期目標も示された。14・5 計画は、この長期目標の実現に向けた布石とも位置付けられる。

建議が採択されたことで、今後は関係部門が同建議を基に、計画の要綱を作成し、政府および党内外での議論を経て、2021 年 3 月 5 日に開催が予定されている全国人民代表大会（全人代、国会に相当）において、数値目標も含めた詳細が最終的に決定される運びとなる。

本稿はこうした状況を踏まえ、まず 14・5 計画の建議の特徴を 13・5 計画の建議と比較しながら概観する。次に、2035 年までの長期目標および 14・5 計画期の経済社会発展に向けた目標を確認する。その上で、14・5 計画の建議のポイントと注目点を考察することで、中国の経済社会政策の方向性を検証していくことを目的とする。

1. 14・5 計画の建議の構成と特徴

はじめに、13・5 計画（2016～2020 年）の建議と比較して、14・5 計画の建議に構成上どのような特徴があるのかを概観してみよう。

建議は 3 部から構成され、第 1 部、第 2 部、第 3 部がそれぞれ、総論、各論、結言に相当する。13・5 計画の建議は、8 項目に対して全 42 の建議が掲げられているが、習近平政権になって初めて策定される建議ということで、①イノベーション、②協調、③グリーン、④開放、⑤共有という、5 つの「新たな発展理念」が新機軸として打ち出された。

このため、各論においては、項目が 5 つの「新たな発展理念」に基づいて章立てされ、31 の建議がいずれかに分類されることとなった。結果として、イノベーションに農業が含まれるなど、政策として体系的な構成となっていなかった嫌いがある（表 1 参照）。

<sup>8</sup> 建議の全文は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト（[http://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content\\_5556991.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-11/03/content_5556991.htm)）で閲覧可能。

（表 1）第 13 次 5 年計画の策定に関する建議の構成

	項目	建議
第 1 部	1 小康社会の全面的な構築の勝利が決する段階の情勢と指導思想	(1)12・5 期の発展は重大な成果を取得
		(2)13・5 期の発展をめぐる環境の基本的特徴
第 2 部	2 13・5 期の経済社会の発展の主要目標と基本理念	(3)13・5 期の発展をめぐる指導思想
		(4)小康社会の全面的構築における新たな目標要件
第 2 部	3 イノベーション発展を堅持し、発展の質および効果と利益を向上	(5)発展理念の整備
		(6)発展の新たな原動力の育成
		(7)発展に向けた新たな空間の開拓
		(8)イノベーション駆動発展戦略の掘り下げた実施
		(9)農業の現代化の強力な推進
		(10)産業新体系の構築
	4 協調発展を堅持し、バランスのとれた発展構造を形成	(11)発展に向けた新体制の構築
		(12)マクロコントロール方式のイノベーションと整備
		(13)地域協調発展の推進
		(14)都市と農村の協調発展の推進
	5 グリーン発展を堅持し、生態環境を改善	(15)物質文明と精神文明の協調発展の推進
		(16)経済建設と国防建設の融合発展の推進
(17)人と自然の調和の取れた共生の促進		
(18)主体機能区の建設加速		
(19)低炭素・循環型発展の推進		
(20)資源の全面的な節約と高効率な利用		
6 開放による発展を堅持し、協力によるウィンウィンを実現	(21)環境ガバナンスの度合いの拡大	
	(22)生態安全保障の基礎固め	
	(23)対外開放戦略構造の整備	
	(24)対外開放をめぐる新体制の形成	
	(25)一帯一路構想の推進	
	(26)香港・マカオ、台湾地域との協力・発展の深化	
	(27)グローバル経済ガバナンスへの積極的参与	
	(28)国際的責任・義務の積極的な引き受け	
7 発展の共有を堅持し、人民の福祉を増進	(29)公共サービスの供給の増加	
	(30)貧困脱却・難関攻略プロジェクトの実施	
	(31)教育の質の向上	
	(32)就業・起業の促進	
	(33)所得格差の縮小	
	(34)公平で持続可能な社会保障制度の構築	

第 3 部	8	党の指導を強化・改善し、13・5 計画の実現に向けて強固な保障を提供	(35)健康中国建設の推進
			(36)人口バランスの取れた発展の促進
			(37)経済社会発展を導く活動体制メカニズムの整備
			(38)人民大衆に対する団結・奮闘の働きかけ
			(39)人材強国の建設の加速
			(40)法治の思考と方式の運用による発展の推進
			(41)社会統治の強化と刷新
			(42)目標・任務の確実な実施の保障

(出所) 中国共産党中央委員会「国民経済社会発展第 13 次 5 年計画の策定に関する建議」を基に作成

こうした反省を踏まえ、14・5 計画の建議では、「新たな発展理念」にとらわれずに、政策として体系的に組み立て直したところに構成上の違いがあり、15 項目に対して全 60 の建議が提起されている (14・5 計画と 13・5 計画の建議内容の比較を表 2 に示す)。

第 1 部では、総論として「小康社会の全面的完成および社会主義現代化国家の全面的建設の新たな行程の開拓」および「14・5 期の経済社会発展の指導方針と主要目標」の 2 項目に対して 6 つの建議が掲げられている。

また、第 2 部では、①イノベーション、②産業体系、③国内市場、④改革深化、⑤農業・農村、⑥地域発展、⑦文化建設、⑧グリーン発展、⑨対外開放、⑩民生・社会建設、⑪発展と安全、⑫国防建設の各論 12 項目に対して、48 の建議が打ち出されている。

さらに、結言となる第 3 部では「党中央の集中的・統一的指導の強化」「社会主義政治建設の推進」「計画策定と実行メカニズムの整備」など 6 つの建議が挙げられている。

(表 2) 第 14 次 5 年計画および 2035 年までの長期目標の策定に関する建議の構成

	項目 (14・5 計画)	建議 (14・5 計画)	建議 (13・5 計画)	
第 1 部	1	小康社会の全面的完成および社会主義現代化国家の全面的建設の新たな行程の開拓	(1)小康社会の全面的完成による決定的な成果の取得	(1)12・5 期の発展は重大な成果を取得
			(2)我が国の発展環境が直面する深刻で複雑な変化	(2)13・5 期の発展をめぐる環境の基本的特徴
			(3)2035 年までに社会主義現代化の長期目標を基本的に実現	
	2	14・5 期の経済社会発展の指導方針と主要目標	(4)14・5 期の経済社会発展の指導思想	(3)13・5 期の発展をめぐる指導思想
			(5)14・5 期の経済社会発展が遵守すべき原則	(5)発展理念の整備
			(6)14・5 期の経済社会発展の主要目標	(4)小康社会の全面的構築における新たな目標要件

第 2 部	3	イノベーション駆動型発展を堅持し、発展の新たな優位性を全面的に形成	(7)国家戦略科学技術力の強化	(8)イノベーション駆動発展戦略の掘り下げた実施 (39)人材強国の建設の加速
			(8)企業の技術イノベーション能力の向上	
			(9)人材イノベーションの活力の発揚	
	4	現代産業体系の発展を加速し、経済体系の最適化・高度化を推進	(10)科学技術イノベーション体制メカニズムの整備	(10)産業新体系の構築 (7)発展に向けた新たな空間の開拓
			(11)産業チェーン・サプライチェーンの現代化レベルの向上	
			(12)戦略的新興産業の発展	
			(13)現代サービス業の発展加速	
			(14)インフラ建設の統一的推進	
			(15)デジタル化の発展加速	
5	強大な国内市場を形成し、新たな発展構造を構築	(16)国内大循環の円滑化	(23)対外開放戦略構造の整備 (6)発展の新たな原動力の育成	
		(17)国内・国際双循環の促進		
		(18)消費の全面的促進		
6	改革を全面的に深化させ、ハイレベルの社会主義市場経済体制を構築	(19)投資空間の拡大	(11)発展に向けた新体制の構築 (12)マクロコントロール方式のイノベーションと整備	
		(20)各種市場主体の活力の発揚		
		(21)マクロ経済ガバナンスの整備		
		(22)現代財政・税制・金融体制の構築		
7	農業・農村を優先的に発展させ、農村振興を全面的に推進	(23)高基準の市場体系の構築	(9)農業の現代化の強力な推進 (30)貧困脱却・難関攻略プロジェクトの実施	
		(24)政府機能の転換加速		
		(25)農業の質と効率および競争力の向上		
		(26)農村建設行動の実施		
		(27)農村改革の深化		
8	国土空間配置を最適化し、地域協調発展と新型都市化を推進	(28)貧困脱却堅塁攻略の成果と農村振興の効果的連携の実現	(18)主体機能区の建設加速 (13)地域協調発展の推進 (14)都市と農村の協調発展の推進	
		(29)国土空間の開発・保護の新たな枠組みの構築		
		(30)地域協調発展の推進		
9	文化事業と文化産業	(31)人を核心とする新型都市化の推進	(15)物質文明と精神文明	
		(32)社会文明度の向上		

	を繁栄・発展させ、国家の文化ソフトパワーを向上	(33)公共文化サービス水準の向上 (34)現代文化産業体系の整備	の協調発展の推進 (29)公共サービスの供給の増加
10	グリーン発展を推進し、人と自然の調和・共生を促進	(35)グリーン・低炭素発展の推進加速 (36)環境の質の持続的改善 (37)生態システムの質と安定性の向上 (38)資源利用効率の全面的向上	(17)人と自然の調和の取れた共生の促進 (19)低炭素・循環型発展の推進 (21)環境ガバナンスの度合いの拡大 (22)生態安全保障の基礎固め (20)資源の全面的な節約と高効率な利用
11	ハイレベルの対外開放を実行し、協力・ウィンウィンの新局面を開拓	(39)ハイレベルな開放型経済新体制の構築 (40)一帯一路共同建設の質の高い発展の推進 (41)グローバル経済ガバナンス体系改革への積極的参与	(24)対外開放をめぐる新体制の形成 (25)一帯一路構想の推進 (27)グローバル経済ガバナンスへの積極的参与
12	人民の生活の質を改善し、社会建設の水準を向上	(42)人民の所得水準の向上 (43)雇用優先政策の強化 (44)質の高い教育体系の構築 (45)多層的な社会保障体系の整備 (46)健康中国建設の全面的推進 (47)人口高齢化国家戦略への積極的な対応 (48)社会統治の強化と刷新	(33)所得格差の縮小 (32)就業・起業の促進 (31)教育の質の向上 (34)公平で持続可能な社会保障制度の構築 (35)健康中国建設の推進 (36)人口バランスの取れた発展の促進 (41)社会統治の強化と刷新
13	発展と安全を統一的に計画し、ハイレベルの平安中国を建設	(49)国家安全保障体系と能力建設の強化 (50)国家経済安全の確保 (51)人民の生命安全保障 (52)社会の安定・安全の擁護	
14	国防と軍隊の現代化を加速し、富国と軍隊強化の統一を実現	(53)国防と軍隊現代化の質と効率の向上 (54)国防力と経済力の同時向上の	(16)経済建設と国防建設

			促進	の融合発展の推進
第3部	15	全党全国各民族人民が団結し、14・5計画と2035年の長期目標実現に奮闘	(55)党中央の集中的・統一的指導の強化 (56)社会主義政治建設の推進 (57)香港・マカオの長期的繁栄・安定の保持 (58)两岸関係の平和発展と祖国統一の推進 (59)良好な外部環境の積極的構築 (60)計画策定と実行メカニズムの整備	(37)経済社会発展を導く活動体制メカニズムの整備 (38)人民大衆に対する団結・奮闘の働きかけ (40)法治の思考と方式の運用による発展の推進 (26)香港・マカオ、台湾地域との協力・発展の深化 (28)国際的責任・義務の積極的な引き受け (42)目標・任務の確実な実施の保障

(出所) 中国共産党中央委員会「国民経済社会発展第14次5カ年計画および2035年までの長期目標の策定に関する建議」を基に作成

## 2. 2035年および14・5計画期の主要目標

次に、総論に当たる第1部で示された2035年までの長期目標および14・5計画期の経済社会発展に向けた目標を確認する。

### (1) 2035年までの長期目標

建議では、第19回党大会(2017年10月)で打ち出された第2の100年奮闘目標に対して<sup>9</sup>、2035年までに社会主義現代化を基本的に実現し、今世紀半ばまでに中国を富強・民主・文明・調和の美しい社会主義現代化強国に築き上げるという二段階で推進する戦略的手配を踏まえ、2035年に向けて、経済力・科学技術力・総合力の大幅な飛躍や1人当たりの国内総生産の中進国レベルへの到達、人民全体の共同富裕の進展といった、9つの長期目標が掲げられている(表3参照)。

### (表3) 建議における2035年までの長期目標

① 経済力・科学技術力・総合力が大幅に飛躍し、経済総量と都市・農村住民の一人当たり所得はさらに新たな大台に乗り、基幹・コア技術は重大な突破を実現し、イ

<sup>9</sup> 第1の100年奮闘目標は、中国共産党結党100周年に当たる2021年までに「小康社会」を全面的に完成させること、第2の100年奮闘目標は中華人民共和国成立100周年に当たる2049年までに「社会主義現代化強国」を建設することである。

- ノベーション型国家の上位に入る。
- ② 新型の工業化、情報化、都市化、農業現代化を基本的に実現し、現代化経済システムを築き上げる。
  - ③ 国家統治体系と統治能力の現代化を基本的に実現し、人民の平等な参与、平等な発展の権利を十分に保障し、法治国家、法治政府、法治社会を基本的に築き上げる。
  - ④ 文化強国、教育強国、人材強国、スポーツ強国、健康中国を築き上げ、国民の資質と社会の文明度が新たなレベルに達し、国家の文化ソフトパワーが著しく増強される。
  - ⑤ グリーン生産・生活様式が広く形成され、炭素排出量がピークに達した後、安定の中で減少し、生態環境が根本的に好転し、美しい中国建設の目標が基本的に実現される。
  - ⑥ 対外開放の新たな枠組みが形成され、国際経済協力・競争に参与する新たな優位性が明らかに増強される。
  - ⑦ 1人当たりの国内総生産が中進国レベルに達し、中所得層が著しく拡大し、基本公共サービスの均等化が実現し、都市・農村間、地域間の発展格差と住民の生活水準格差が著しく縮小する。
  - ⑧ 平安中国の建設がより高いレベルに達し、国防・軍隊の現代化を基本的に実現する。
  - ⑨ 人民の生活がより良くなり、人の全面的な発展、人民全体の共同富裕がより明らかで実質的な進展を遂げる。

(出所) 表 2 に同じ

長期目標の意義について、中央財經委員会弁公室の韓文秀副主任は 10 月 30 日、共産党中央委員会が開催した五中全会に関わる記者会見において、「2035 年までに社会主義現代化を基本的に実現するには、15 年間の 3 つの 5 ヶ年計画が必要だ。14・5 計画は現代的な社会主義国家を全面的に建設する新たな征途を開く出航計画であり、建議は 14・5 計画の発展を重点とし、同時に 2035 年までの長期目標を展望している。これは前進方向を明確にし、社会の共通認識を凝集し、短期・中期・長期の発展目標を組み合わせ、調整・一本化し、戦略の一致性を高めることに役立つ。1995 年、共産党中央委員会は 9・5 計画（1996～2000 年）の建議を策定した際も 2010 年までの長期目標を展望した」と述べている<sup>10</sup>。

また、韓副主任は「2035 年の長期目標を実現するカギは内部努力にあり、特に重要なことは改革、開放、イノベーションの 3 つ」と指摘した上で「改革は発展を推進する強大な原動力、開放は発展を促進するための必然的選択、イノベーションは発展をリードする第一の原動力であり、この 3 つにしっかり取り組むなら、2035 年までの長期目標を必ず実現できると信じている」と強調している。

<sup>10</sup> 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト ([http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/30/content\\_5556105.htm?gov](http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/30/content_5556105.htm?gov))。

(2) 14・5 計画期の経済社会発展の主要目標

建議では、2035 年の長期目標を見据え、国内外の発展趨勢と中国の発展条件を総合的に考慮し、目標指向と問題指向の結合を堅持し、伝統と革新の統一を堅持すべく、今後 5 年間の経済社会発展における主要目標として、①経済発展、②改革開放、③社会文明、④生態文明、⑤民生福祉、⑥国家統治の 6 点が打ち出されている (表 4 参照)。

(表 4) 14・5 計画期の経済社会発展の主要目標

目標	概要
①経済発展の新たな成果の取得	発展は我が国のすべての問題を解決する基礎・カギであり、発展は新たな発展理念を堅持し、質と効率の明らかな向上を基礎に、経済の持続的で健全な発展を実現し、成長潜在力が十分に発揮され、国内市場がより強大になり、経済構造がより最適化され、イノベーション能力、産業基盤の高度化・産業チェーンの現代化水準が著しく向上し、農業基盤がより強固になり、都市・農村間、地域間の発展の協調性が著しく増強され、現代化経済システムの建設が大きく進展する。
②新たな一歩を踏み出す改革開放	社会主義市場経済体制がより整備され、高レベルの市場システムが基本的に構築され、市場主体がより活力に満ち、財産権制度改革と生産要素配分の市場化改革が大きく進展し、公平な競争制度がより整備され、より高いレベルの開放型経済の新体制を基本的に形成する。
③社会文明度の新たな向上	社会主義の核心的価値観が人々に深く浸透し、人民の思想道徳的資質、科学的文化的資質、心身の健康の資質が明らかに向上し、公共文化サービス体系と文化産業体系がより整備され、人民の精神文化生活が日増しに豊かになり、中華文化の影響力がさらに高まり、中華民族の結束力がさらに増強される。
④生態文明建設の新たな進歩の実現	国土空間の開発・保護構造が最適化され、生産・生活様式のグリーン転換の効果が著しく、エネルギー・資源配分がより合理的になり、利用効率が大幅に向上し、主要汚染物質の排出総量が持続的に減少し、生態環境が持続的に改善され、生態系の安全保障がより強固になり、都市・農村の居住環境が明らかに改善される。
⑤民生福祉が新たな水準に到達	より十分で質の高い雇用を実現するために、住民所得の増加と経済成長を基本的に同期し、分配構造を明らかに改善し、基本公共サービスの均等化レベルを明らかに向上させ、全人民の教育程度を絶えず向上させ、重層的な社会保障システムおよび衛生健康システムをより整備し、貧困脱却堅塁攻略の成果を強固に拡大し、農村振興戦略が全面的に推進される。

⑥国家統治の效能の新たな向上	<p>社会主義民主法治がより整備され、社会の公平と正義がさらに明らかになり、国家行政システムがより整備され、政府の役割がよりよく発揮され、行政効率と信頼性が著しく向上し、社会統治、特に末端統治のレベルが著しく向上し、重大リスクの防止・解消体制メカニズムが絶えず整備され、突発的な公共事件の緊急対応能力が著しく増強され、自然災害の防御レベルが著しく向上し、発展の安全保障がより強力になり、国防・軍隊の現代化が重大な一歩を踏み出す。</p>
----------------	--

(出所) 表 2 に同じ

なお、建議の主要目標において、具体的な数値目標は示されていない。この点について、11 月 3 日に公表された習近平国家主席による建議の説明によれば「文書起草グループは 14・5 計画期末までに現行の高所得国の基準に到達し、2035 年までに経済総量あるいは 1 人当たり所得の倍増目標を実現することは十分に可能であるとの考えを示した」と指摘されている<sup>11</sup>。

他方、説明は「同時に、今後の一定期間、外部環境には不安定・不確定要因が比較的多く、国内経済の発展に打撃を与える可能性のある少なからぬ潜在的リスクが存在し、新型コロナウイルスの世界的大流行による影響が深く、世界経済の低迷が続く可能性があることも考慮した」との見解も示した。

その上で説明は「14・5 計画および 2035 年までの経済発展目標は定性的記述を主としつつ、定量を含ませる方式を採用した。計画の要綱策定において、相応の数値目標を打ち出す」としている。

### 3. 14・5 計画の建議のポイントと注目点

ここでは、各論に当たる第 2 部における 14・5 計画の建議のポイントと注目点を 13・5 計画の建議と比較しながら考察する(表 2 参照)。第 2 部で特に新機軸となるのは、(1) イノベーション駆動型発展において、「科学技術の自立強化」が国家発展の戦略的支えとして打ち出されたこと、(2) 現代産業体系の発展において、「産業チェーン・サプライチェーンの現代化」や「デジタル化の発展加速」が謳われたこと、(3) 強大な国内市場の形成に向けて、「国内大循環」および「国内・国際双循環」という新たな発展の枠組みが提起されたこと、(4) 「発展と安全の統一的計画」により、「平安中国」を建設していく方針が示されたことなどが挙げられる。以下、これらの項目について建議の内容を検証する。

#### (1) イノベーション駆動型発展を堅持し、発展の新たな優位性を全面的に形成

各論 12 項目の中で、第 1 に提起された建議が発展をリードする第一の原動力とされる

「イノベーション駆動型発展の堅持」である。建議では「我が国の現代化建設の全局におけるイノベーションの核心的地位を堅持し、科学技術の自立強化を国家発展の戦略的支えとし、世界の科学技術の最先端、経済の主戦場、国家の重大な需要、人民の生命・健康に向けて、科学技術・教育による国家振興戦略、人材強国戦略、イノベーション駆動型発展戦略を踏み込んで実施し、国家のイノベーションシステムを整備し、科学技術強国の建設を加速する」との方針が打ち出されている。

また、この方針に基づき、①国家戦略科学技術力の強化、②企業の技術イノベーション能力の向上、③人材イノベーションの活力の発揚、④科学技術イノベーション体制メカニズムの整備の 4 点が建議されている。

このうち、「国家の戦略的科学技術力の強化」では、科学技術強国行動要綱を策定し、基幹・コア技術の堅塁攻略戦を進めることや「人工知能(AI)、量子情報、集積回路(IC)、宇宙科学技術などの先端分野に照準を合わせ、先見性と戦略性を備えた国家重大科学技術プロジェクトを実施していくこと」などが挙げられている。

#### (2) 現代産業体系の発展を加速し、経済システムの最適化・高度化を推進

第 2 に提起された建議が「現代産業体系の発展」である。建議では「経済発展の重点を实体经济に置くことを堅持し、製造強国、品質強国、ネットワーク強国、デジタル中国を揺るぐことなく建設し、産業基盤の高度化、産業チェーンの現代化を推進し、経済の質・効率とコア競争力を高めること」が謳われている。

そして、①産業チェーン・サプライチェーンの現代化レベルの向上、②戦略的新興産業の発展、③現代サービス業の発展加速、④インフラ建設の統一的推進、⑤デジタル化発展の加速の 5 点が建議されている。

このうち、「産業チェーン・サプライチェーンの現代化レベルの向上」では、「長所を鍛錬し、我が国の産業規模および一部の先発分野の優位性に立脚し、新興の産業チェーンを構築し、伝統産業のハイエンド化、スマート化、グリーン化を推進し、サービス型製造業を発展させる」としている。他方、「脆弱部分を補完し、産業基盤再構築プロジェクトを実施し、重要製品と基幹・コア技術の難関攻略に力を入れ、先進的な適用可能技術を発展させ、産業チェーン・サプライチェーンの多元化を推進する」と強調している。これらの政策措置により、「国際的な産業安全協力を強化し、より安全で信頼性のある産業チェーン・サプライチェーンを形成する」という方針が示されている。

また、新たな重点政策として注目されているのが「デジタル化の発展加速」である<sup>12</sup>。具体的には、「デジタル経済を発展させ、デジタルの産業化と産業のデジタル化を推進し、デジタル経済と实体经济の高度融合を推進し、国際競争力のあるデジタル産業クラスターを構築すること」や「デジタル社会、デジタル政府の建設を強化し、公共サービス、社会統治などのデジタル化・スマート化レベルを向上させること」、「国家データのセキュリティ

<sup>11</sup> 説明の全文は中華人民共和国中央人民政府のウェブサイト ([http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/03/content\\_5556997.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/03/content_5556997.htm)) で閲覧可能。

<sup>12</sup> 13・5 計画の建議では、デジタル政策に関わる建議はなく、デジタル(中国語で数字)という言葉も「物質文明と精神文明の協調発展の推進」の建議において「従来メディアと新興メディアの融合発展を推進し、メディアのデジタル化を加速し、一連の新型主流メディアを作り出す」と記述されたのみであった。

イを保障し、個人情報保護を強化すること」といった方針が掲げられている。

### (3) 強大な国内市場を形成し、新たな発展の枠組みを構築

第 3 に提起された建議が「強大な国内市場の形成」である。建議では「内需拡大という戦略的基点を堅持し、整備された内需体系の育成を加速し、内需拡大戦略の実施と供給側構造改革の深化を有機的に結合し、イノベーション駆動と質の高い供給で新たな需要を牽引・創造すること」が提起されている。この一環として、①国内大循環の円滑化、②国内・国際双循環の促進、③消費の全面的促進、④投資空間の拡大の 4 点が建議されている。

「国内大循環の円滑化」は中国の今後の発展戦略における重要なキーワードとなっており、「強大な国内市場に依拠し、生産・分配・流通・消費の各段階を貫通し、業界独占と地方保護を打破し、国民経済の好循環を形成すること」や「供給構造を最適化し、供給の質を改善し、国内需要に対する供給体系の適合性を高めること」、「内需拡大の政策支援体系を整備し、需要が供給を牽引し、供給が需要を創出するより高いレベルの動的均衡を形成すること」といった政策が打ち出されている。

また、「国内・国際双循環の促進」では、「国内大循環に立脚し、比較優位を発揮し、強大な国内市場と貿易強国の建設を協同で推進し、国内大循環によってグローバルな資源要素を誘致し、国内・国際の二つの市場と二つの資源を十分に利用し、内需と外需、輸入と輸出、外資導入と対外投資の協調的発展を積極的に促進し、国際収支の基本的均衡を促進する」としている<sup>13</sup>。

### (4) 発展と安全を統一的に計画し、ハイレベルの平安中国を建設

14・5 計画の建議において、新たに設けられた項目が「発展と安全の統一的計画」である。建議では「総体的な国家安全保障観を堅持し、国家安全保障戦略を実施し、国家安全を擁護し、伝統的安全保障と非伝統的安全保障を統一的にとらえ、安全な発展を国家発展の各分野、全過程で貫き、中国の現代化プロセスに影響するさまざまなリスクを防止・解消し、国家安全保障の障壁をしっかりと築く」という方針が示されている。

この方針に基づき、①国家安全保障体系と能力建設の強化、②国家経済安全の確保、③人民の生命安全保障の保障、④社会の安定・安全の擁護の 4 点が建議されている。

「国家安全保障体系と能力建設の強化」では、「集中・統一的、高効率で権威のある国家安全保障指導体制を整備し、国家安全保障の法治体系、戦略体系、政策体系、人材体系と運営メカニズムを整備し、重要分野における国家安全保障の立法、制度、政策を整備すること」や「国家権力の安全、制度の安全、イデオロギーの安全を断固として守り、サイバーセキュリティ保障体系と能力建設を全面的に強化すること」などが提起されている。

また、「国家経済安全保障の確保」では「経済安全保障のリスク早期警戒・防止コントロールメカニズムと能力建設を強化し、重要産業、インフラ、戦略資源、重大科学技術など基幹分野の安全保障コントロールを実現すること」や「水利、電力、給水、石油・ガス、

交通、通信、ネットワーク、金融などの重要インフラの安全を維持し、水資源の集約的で安全な利用レベルを高めること」などが謳われている。

これらの方針を踏まえ、今後中国では幅広い分野で国家安全保障が強化されていくことが予想される。事実、中国は 2020 年 12 月 1 日より、国家の安全保障および利益を守るとともに、拡散防止等の国際義務を履行し、輸出管理を強化・規範化することを目的に、「輸出管理法」を施行。また、2021 年 1 月 1 日からは、国家の「発展利益」が脅威に晒された場合、軍民の総動員が可能となる「改正国防法」を施行する。

むすびに代えて

13・5 計画期における中国を取り巻く外部環境の最大の変化は米中摩擦の激化といえる。米国では 2021 年 1 月 20 日からバイデン新政権に移行するが、米議会は超党派で中国に対して強硬なスタンスであることから、厳しい対立が続くという見方が大勢を占めている。

このため、14・5 計画の建議には、長期化が予想される米中摩擦への対応が色濃く反映されている。特に、「科学技術の自立強化」「産業チェーン・サプライチェーンの現代化」「国内大循環」という 3 つの政策には、デカップリングリスクに備える意味でも技術の国産化を推進し、新たな産業チェーン・サプライチェーンを再構築しつつ、輸出主導から内需主導への転換を加速することで、対米依存を抑制する狙いがあることがうかがわれる。

他方、当然のことながら内需だけで経済が成り立つわけではなく、技術の米中デカップリングを考えても、自国だけの経済運営は困難であり、中国は「国内・国際双循環」を通じた対外的な連携も模索している。こうした観点から、「国際的な産業安全協力を強化し、より安全で信頼性のある産業チェーン・サプライチェーンを形成するため」に必要とされたのが、1 つは 11 月 15 日に署名した「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」であり、もう 1 つは、11 月 20 日に開催されたアジア太平洋経済協力会議 (APEC) 非公式首脳会議において、習主席が加入を「積極的に考慮する」と表明した「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定 (TPP11 協定)」だと指摘されている。

また、中国で 2020 年第 1 四半期に感染が拡大した新型コロナは、中国の産業チェーン・サプライチェーンに存在するリスクも露呈させた。この教訓を活かすべく、建議では「人民生活の質を改善し、社会建設の水準を向上」の項目において「疾病予防コントロールシステムを改革し、モニタリング・早期警戒、リスク評価、疫学調査、検査・測定、緊急処置などの機能を強化すること」や「突発的な公衆衛生事件のモニタリング・早期警戒・処置メカニズムを整備し、医療救護、科学技術サポート、物資保障システムを整備し、突発的な公衆衛生事件への対応能力を高めること」といった対策が打ち出されている。

この他、紙幅の関係で本稿では取り上げられなかったが、「低炭素発展の推進加速」<sup>14</sup>を

<sup>13</sup> 13・5 計画の建議では、「対外開放戦略構造の整備」において、「双方向の開放を推進し、国内・国際要素の秩序ある流動、資源の高効率配置、市場の高度な融合を促進する」との方針が掲げられ、対外開放に重点が置かれていた。

<sup>14</sup> 建議では「炭素排出量のピークを 2030 年までに達成する行動計画を策定することを支持する」という方針が打ち出されている。なお、習主席は 2020 年 9 月 22 日、国連総会において、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量を 2030 年までに減少に転じさせ、2060 年までに「カーボンニュートラル」(CO<sub>2</sub> の排出量と除去量を差し引き実質ゼロにする) を目指すと表明している。

最優先に掲げた「グリーン発展」、13・5 計画の建議で「人口バランスの取れた発展の促進」との表記が「高齢化に積極的に対応する国家戦略の実施」<sup>15</sup>に変更された少子高齢化問題を含む「民生・社会建設」など、14・5 計画の建議には、今後の中国における経済社会政策の方向性を検証していく上で重要な論点が数多く盛り込まれている。

市場経済が進展したとはいえ、中国でのビジネス展開に当たっては、中国政府の政策や方針を踏まえることが重要となる。ある中国進出日系企業の幹部は「今後中国では内需拡大やサプライチェーンの再構築がなおいっそう図られていくと思われる。日系も含めて外資系企業は、そうした政策に沿った魅力的な提案をしていかないと、ビジネスがしにくくなっていくのではないかと強調している。

そういった中国の政策の基本方針となるのが 5 年計画であり、特に今後 5 年間の中国ビジネスの展開に向けては、建議を踏まえて策定される第 14 次 5 年計画の全体的な方向性に加えて、自社に関連する産業・分野の記述を詳細に分析・研究した上で事業運営に臨む必要があると思われる。

(2020 年 12 月 27 日記)

<sup>15</sup> 建議では「人口長期発展戦略を策定し、人口の長期的でバランスのとれた発展を促進し、人口の質を高めること」や「高齢者の人的資源を積極的に開発すること」「介護事業と介護産業の協同発展を推進すること」などの政策が掲げられている。

## —コラム 個人情報保護制度の再考— —個人情報の人格権としての法的保護を契機として—

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

### 第一、はじめに

本号（2020 年度第 3 号）の丁度 1 年前の 2019 年度第 3 号で「「ネットワーク安全法」及び「個人情報安全規範」に基づく個人情報保護」と題するコラムを公表したが、その後、個人情報に関しては 2 つの大きな出来事があった。

その第一は、全国人民代表大会（以下「全人代」という。）が 2020 年 5 月 28 日に公布し、2021 年 1 月 1 日から施行する「中華人民共和国民法典」（以下「民法典」という。）の「第四編 人格権」において、個人情報がプライバシー権と共に人格権の内実を構成する民法典の保護する権利として明確に規定されたことである。これにより個人情報保護の重要性は、2021 年 1 月 1 日以降、一層高まると理解するのが妥当である。

その第二は、全人代常務委員会が 2020 年 10 月 21 日に「中華人民共和国個人情報保護法」（以下「個人情報保護法」という。）（草案）（以下「草案」という。）を發布したことである。十三期全国人民代表大会常務委員会立法計画は、2018 年 3 月乃至 2023 年 3 月の 5 年間の任期内に審議提案されるべき 69 の法律草案の 1 つとして個人情報保護法をピックアップしており（第 61 番）、草案はその正式な公布、施行の準備として、各方面から意見の徴求を図るべく公表されたものである。草案ではあるものの、筆者は正式な公布、施行版が草案と比較して本質的変更が行われる蓋然性が低いと推測しており、民法典施行による個人情報の人格権としての法的保護が図られた現在、その概要を理解することは有意義であると考えられる。

そこで、本稿において、まず 2021 年 1 月 1 日以降、それより前と比較して、個人情報を違法に侵害した外商投資企業（法人）及び個人が法律責任（民事責任、行政責任、刑事責任）を問われる場面が増えるとの予測に基づき、各責任の内容を人格権である個人情報の内容と併せて解説し、その後、草案の概要を解説する。

なお、2019 年第 3 号で概要を紹介した推薦性国家標準である「信息安全技術 個人情報安全規範」（以下「安全規範」という。）<sup>16</sup> について、2020 年 10 月 1 日に改正版が

<sup>16</sup> 中華人民共和国国家標準 GB/T 35273—2017。国家品質監督検査検疫総局及び国家標準化管理委員会 2017 年 12 月 29 日発布、2018 年 5 月 1 日実施。

実施されていることに注意を要する【17】。

## 第二、人格権である個人情報の意義及びその違法な侵害の法律効果としての民事責任

### 一、人格権である個人情報の意義及びその保護

#### 1、民法典が規定する人格権の意義

民法典第 990 条第 1 項は「人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権等の権利である。」と規定し、同条第 2 項は「前項所定の人格権のほか、自然人は、人身の自由及び人格の尊厳に基づき生ずるその他の人格権益を享有する。」と規定する。

#### 2、個人情報の保護（その 1）

これを前提として、民法典第 1034 条第 1 項は「自然人の個人情報は、法律による保護を受ける。」と規定する。そして、民法典「第四編 人格権」第 6 章は「プライバシー権及び個人情報保護」の表題のとおり、個人情報保護を人格権の内実であるプライバシー権と表裏一体の関係に立つ法益として位置付ける。このことは第 1034 条第 3 項が「個人情報における私的情報には、プライバシー権に関する規定を適用する。規定がない場合には、個人情報保護に関する規定を適用する。」（下線部は筆者が付す。以下、下線部が付される場合、同じ）と規定するところから明らかである。こうして「自然人の個人情報は民法典第 990 条第 1 項の「プライバシー権等の権利」の「等」に含まれる権利として、又は同条第 2 項が「前項所定の人格権」と同列の法的保護の対象とする「人格権益」として、保護されることとなる。

#### 3、個人情報の保護（その 2）

##### （1）保護の対象としての個人情報の意義

保護の対象としての個人情報の意義について、民法典第 1034 条第 2 項第 1 文は「個人情報は、電子その他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と結合して特定の自然人を識別することができる各種情報である。」と規定し、これに続き同第 2 文は「これには、自然人の氏名、出生日、身分証書番号、生体認証情報、住所、電話番号、電子メ

<sup>17</sup> 中華人民共和国国家標準 GB/T 35273—2020。国家市場監督管理総局及び国家標準化管理委員会 2020 年 3 月 6 日発布、2020 年 10 月 1 日実施。発布単位が国家品質監督検査検疫総局から国家市場監督管理総局に変更となった理由は、2018 年 3 月の全人代で決定された国务院機構改革の結果、それより前に存在した国家質量監督検査検疫総局、国家工商行政管理総局、国家食品薬品監督管理総局を統合して新たな組織として国家市場監督管理総局が誕生したことにある。

ール、健康情報、移動情報等を含む。」と規定する。

これは全人代常務委員会が 2016 年 11 月 7 日に公布し、2017 年 6 月 1 日に施行した「中華人民共和国ネットワーク安全法」（以下「安全法」という。）第 73 条第 5 号が規定し、安全規範 3.1 が規定する「個人情報」の意義と軌を一にする。

なお、民法典には安全法同様、個人情報の内実として、安全規範 3.2 が規定する「個人センシティブ情報 personal sensitive information」、すなわち「ひとたび漏洩され、不法に提供され、又は濫用されれば、人身及び財産の安全に害を及ぼすおそれがあり、容易に個人の名誉又は身心の健康が損害又は差別的待遇等を受けることとなる個人情報」の別途規定はなく、これに特段の法的保護を付与する、というアプローチを採用していない。

#### （2）個人情報の違法な侵害（その 1）—プライバシー権の侵害

人格権又はこれと同等の法的価値を有する人格権益である個人情報はプライバシー権と表裏一体の保護が付与されており、民法典第 1034 条第 3 項第 1 文が「個人情報における私的情報には、プライバシー権に関する規定を適用する。」とあることから、次に掲げる民法典第 1033 条の禁止規範に抵触する行為は、プライバシー権の侵害であると同時に、個人情報の違法な侵害に該当する（なお、プライバシー権の定義に関する民法典第 1032 条を併記する）。

第 1032 条 自然人は、プライバシー権を享有する。いかなる組織又は個人も、偵察、侵犯・嫌がらせ、漏洩、公開等の方式により他人のプライバシー権を侵害してはならない。

プライバシーは、自然人の私生活の平穏並びに他人に知られたくない私的空間、私的活動及び私的情報である。

第 1033 条 法律に別段の定めがあり、又は権利者が明確に同意する場合を除き、いかなる組織又は個人も、次に掲げる行為を実施してはならない。

（一）電話、ショートメッセージ、インスタントメッセージ、電子メール、宣伝びら等の方式により他人の私生活の平穏につき侵犯・嫌がらせをする行為

（二）他人の住宅、ホテルの部屋等の私的空間に立ち入り、これを撮影し、又は窃視する行為

（三）他人の私的活動を撮影し、盗み見し、盗聴し、又は公開する行為

（四）他人の身体の私的部位を撮影し、又は盗み見る行為

（五）他人の私的情報を処理する行為

（六）その他の方式により他人のプライバシー権を侵害する行為

#### （3）個人情報の違法な侵害（その 2）—プライバシー権の侵害以外の個人情報の侵害

プライバシー権の侵害以外で、個人情報の違法な侵害を引き起こさないためには、民法典第 1035 条乃至第 1038 条を遵守することが必要である。この内容を仔細に検討すると、第三者による個人情報の収集、保存、使用に関して、個人情報の主体【18】の同意を重視し、同時に個人情報の主体による個人情報の照会、訂正、削除の権利を重視するという安全法第 22 条第 3 項及び第 40 条乃至第 50 条、並びに、その解釈指針として利用される限り、事実上、強制性国家標準（その意義について、2019 年度第 3 号参照）として機能する安全規範による個人情報保護と軌を一にする。

第 1035 条 個人情報を処理する場合には、適法であり、正当であり、かつ、必要であるという原則に従わなければならない。過度に処理してはならず、かつ、次に掲げる条件に適合しなければならない。

(一) 当該自然人又はその監護人の同意を取得すること。ただし、法律及び行政法規に別段の定めがある場合を除く。

(二) 情報処理の規則を公開すること。

(三) 情報処理の目的、方式及び範囲を明示すること。

(四) 法律及び行政法規の規定並びに双方の約定に違反しないこと。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等を含む。

第 1036 条 個人情報を処理するにあたり、次に掲げる事由の 1 つがある場合には、行為者は、民事責任を負わない。

(一) 当該自然人又はその監護人が同意する範囲内において合理的に実施する行為

(二) 当該自然人が自ら公開し、又は既に適法に公開されているその他の情報を合理的に処理すること。ただし、当該自然人が明確に拒絶し、又は当該情報の処理がその重大な利益を侵害する場合を除く。

(三) 公共利益又は当該自然人の適法な権益を維持保護するため、合理的に実施するその他の行為

第 1037 条 自然人は、法により情報処理者から自らの個人情報を閲覧し、又は複製することができる。情報に誤りがあることを発見した場合には、異議を提起し、かつ、遅滞なく訂正等の必要な措置を講ずるよう請求する権利を有する。

自然人は、情報処理者が法律若しくは行政法規の規定又は双方の約定に違反して自らの個人情報を処理したことを発見した場合には、情報処理者に対し遅滞なく削除するよう請求する権利を有する。

第 1038 条 情報処理者は、自らが収集し、又は保存する個人情報を漏洩し、又は改ざんしてはならない。自然人の同意を経ないで、他人に対し不法にその個人情報を提供してはならない。ただし、加工を経て特定の個人を識別するすべがなく、かつ、復元することができない場合を除く。

18 安全規範 3.3 は「個人情報の主体 personal information subject」を「個人情報により識別され、又は関連付けられる自然人」と定義する。

情報処理者は、技術措置その他の必要な措置を講じ、自らが収集し、又は保存する個人情報の安全を確実に保証し、情報の漏洩、改ざん及び紛失を防止しなければならない。個人情報の漏洩、改ざん又は紛失が発生し、又は発生するおそれのある場合には、遅滞なく救済措置を講じ、規定に従い自然人に告知し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

## 二、個人情報の違法な侵害の法律効果としての民事責任

1、個人情報の違法な侵害がある場合、その法律効果として侵害者は民事責任を負う。民事責任の内容について、民法典第 179 条第 1 項が規定するとおりである。

第 179 条 民事責任を負う方式には、主として次のものがある。

(一) 侵害の停止

(二) 妨害の排除

(三) 危険の除去

(四) 財産の返還

(五) 原状の回復

(六) 修理、再製作及び交換

(七) 履行の継続

(八) 損害の賠償

(九) 違約金の支払い

(十) 影響の除去及び名誉の回復

(十一) 謝罪

2、以上の民事責任について、民法典第 179 条第 3 項が規定するとおり、「この条所定の民事責任を負う方式は、単独で適用することができ、また、併合して適用することもできる」のであるが、救済方式の中核となるのは「損害の賠償」(同条第 1 項第 8 号)である。

3、「損害の賠償」は、個人情報の主体とその侵害者との間に契約関係があり、個人情報の侵害を契約違反として法律構成ができる場合には債務不履行責任(契約責任)として「第三編 契約」により規律され、それ以外の場合には権利侵害責任(不法行為責任)として「第七編 権利侵害、附則」により規律される。

4、「損害の賠償」は、債務不履行責任であるか権利侵害責任であるかを問わず、現実損害を補填することを目的とするが、民法典第 179 条第 2 項が「法律に懲罰的賠償を規定している場合には、当該定めによる。」と規定するとおり、法律に別段の規定がある場合に限り、懲罰的賠償を求めることができる。その例として、「中華人民共和国消費者權益

保護法」【19】、「中華人民共和国反不正当竞争法」【20】、「中華人民共和国商標法」【21】などを挙げる事ができる。しかし、草案は懲罰的賠償を規定していない。

5、もっとも、草案第 65 条第 1 文は「個人情報処理活動により個人情報権益を侵害した場合には、個人がこれにより受けた損害…従い賠償責任を負う」と規定し、現実損害の補填の原則に沿う規定を置く一方で、「個人情報処理者がこれにより取得した利益」を選択可能な損害として規定する。現実損害に代替して、侵害者である「個人情報処理者がこれにより取得した利益」を吐き出させ、損害賠償に代替する発想は、行政責任において頻繁に認められる違法所得の没収に連なるものであり、また香港法が属する英系判例法（English common law）において違法をなした者が不当利得（unjust enrichment）を取得することを許さない不当利得的損害賠償（restitutionary damages）の発想と共通するものである。

6、さらに、草案第 65 条第 2 文は「個人がこれにより受けた損害及び個人情報処理者がこれにより取得した利益について確定するのが困難である場合には、人民法院が実際の状況に基づき賠償金額を確定する」として、損害又は利益の立証が困難である場合に人民法院の裁量により賠償金額を確定する救済措置を規定することが注目される。

7、なお、上記 5、及び 6、のいずれの場合にも、草案第 65 条第 3 文は「個人情報処理

<sup>19</sup> 全人代常務委員会 1993 年 10 月 31 日公布、1994 年 1 月 1 日施行、2009 年 8 月 27 日改正、2013 年 10 月 25 日第 1 回改正公布、2014 年 3 月 15 日施行。

第 55 条 経営者は、商品又はサービスを提供することにつき詐欺行為をした場合には、消費者の要求に従い当該消費者が受けた損害の賠償を増加させなければならない。増加賠償の金額は、消費者が商品を購入した価格又はサービスを受けた費用の 3 倍とする。増加賠償の金額が 500 元に足りない場合には、500 元とする。法律に別段の定めのある場合には、当該規定に従う。

経営者が商品又はサービスに欠陥が存在することを明らかに知っていたのに消費者に対しこれを提供して消費者その他の被害者に死亡又は健康の重大な損害をもたらした場合には、被害者は、経営者に対し第 49 条又は第 51 条等の法律の規定により損害を賠償するよう要求する権利を有し、かつ、受けた損害の 2 倍以下の懲罰性賠償を要求する権利を有する。

<sup>20</sup> 全人代常務委員会 1993 年 9 月 2 日公布、同年 12 月 1 日施行、2017 年 11 月 4 日第 1 回改正、2019 年 4 月 23 日第 2 回改正公布、同日施行。

第 17 条第 3 項 不正競争行為に起因して損害を受けた経営者の賠償額については、権利を侵害されたことにより当該経営者が受けた実際の損害に従い確定する。実際の損害につき計算するのが困難である場合には、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に従い確定する。経営者が商業秘密侵害行為を悪意により実施した場合において、情状が重大であるときは、上記方法により確定された金額の相当額以上 5 倍以下に従い賠償金額を確定することができる。賠償額には、更に経営者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含まなければならない。

<sup>21</sup> 全人代常務委員会 1982 年 8 月 23 日公布、1983 年 3 月 1 日施行、1993 年 2 月 22 日第 1 回改正、2001 年 10 月 27 日第 2 回改正、2013 年 8 月 30 日第 3 回改正、2019 年 4 月 23 日第 4 回改正公布、同日施行。

第 63 条第 1 項 商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が権利を侵害されたことにより受けた実際の損害に従いこれを確定する。実際の損害を確定しがたい場合には、権利侵害者が権利を侵害したことにより取得した利益に従い確定することができる。権利者の損害又は権利侵害者の取得した利益を確定しがたい場合には、当該商標許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意による商標専用権の侵害について、事案が重大である場合には、上記方法に従い確定される金額の相当額以上 5 倍以下において賠償金額を確定することができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含まなければならない。

者が自己に故意・過失がない旨を証明することができる場合には、責任を軽減し、又は免除することができる。」と規定し、侵害者である個人情報処理者が責任の軽減又は免除の抗弁を行うことができる旨を明確にしている。

### 第三、個人情報の違法な侵害の法律効果としての行政責任及び刑事責任

#### 一、個人情報の違法な侵害の法律効果としての行政責任

1、個人情報の侵害がある場合、民事責任のみならず、行政責任が科され得る。換言すれば、「中華人民共和国行政処罰法」第 8 条【22】が規定する行政処罰が科され得る、ということである。

2、行政責任の法的根拠として、次の安全法の規定がある。

第 64 条 ネットワーク運営者又はネットワーク製品若しくはサービスの提供者が第 22 条第 3 項【23】又は第 41 条から第 43 条【24】の規定に違反し、個人情報の法により保護を

<sup>22</sup> 全人代常務委員会 1996 年 3 月 17 日公布、同年 10 月 1 日施行、2009 年 8 月 27 日第 1 回改正、2017 年 9 月 1 日第 2 回改正公布、2018 年 1 月 1 日施行。

第 8 条 行政処罰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 罰金
- (3) 違法所得の没収及び不法財物の没収
- (4) 生産停止・業務停止の命令
- (5) 許可証の一時差押え若しくは取消し又はライセンスの一時差押え若しくは取消し
- (6) 行政拘留
- (7) 法律又は行政法規所定のその他の行政処罰

<sup>23</sup> 安全法

第 22 条第 3 項 ネットワーク製品及びサービスに使用者情報の収集の機能がある場合には、その提供者は、使用者に対しこれを明示し、かつ、同意を取得しなければならない。使用者の個人情報にかかわる場合には、更にこの法律並びに関係する法律及び行政法規の個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない。

<sup>24</sup> 安全法

第 41 条 ネットワーク運営者は、個人情報を収集し、及び使用するにあたり、適法、正当及び必要の原則を遵守し、収集及び使用の規則を公開し、情報収集及び使用の目的、方式及び範囲を明示し、かつ、被収集者の同意を経なければならない。

ネットワーク運営者は、自らが提供するサービスと関係のない個人情報を収集してはならず、法律及び行政法規の規定並びに双方の約定に違反して個人情報を収集し、又は使用してはならず、かつ、法律及び行政法規の規定並びに使用者との約定により、自らが保存する個人情報を処理しなければならない。

第 42 条 ネットワーク運営者は、自らが収集した個人情報を漏洩し、改ざんし、又は毀損してはならない。被収集者の同意を経ないで、他人に対し個人情報を提供してはならない。ただし、処理を経て特定の個人を識別するすべがなく、かつ、再現不能である場合を除く。

ネットワーク運営者は、技術措置その他の必要な措置を講じ、自らが収集した個人情報の安全を確実に保証し、情報の漏洩、毀損及び紛失を防止しなければならない。個人情報の漏洩、毀損又は紛失が発生し、又は発生する恐れのある状況の際には、直ちに救済措置を講じ、規定に従い遅滞なく使用者に告知し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

第 43 条 個人は、ネットワーク運営者が法律、行政法規の規定又は双方の約定に違反して当該個人の個人情報を収集し、又は使用したことを発見した場合には、ネットワーク運営者に当該個人の個人情報

受ける権利を侵害した場合には、関係主管部門が是正するよう命ずるものとし、情状に基づき警告、違法所得の没収又は違法所得の相当額以上 10 倍以下の罰金を単科し、又は併科することができる。違法所得がないときは、100 万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員その他の直接責任者に対しては 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、関連業務の一時停止、業務停止・整頓、ウェブサイトの閉鎖、行政処罰としての関連業務許可証の取消し又は行政処罰としての営業許可証の取消しを命ずることができる。

第 44 条【25】の規定に違反し、個人情報情報を窃取し、又はその他の不法な方式により取得し、不法に販売し、又は不法に他人に対し提供した場合において、なお犯罪を構成しないときは、公安機関が違法所得を没収し、かつ、違法所得の相当額以上 10 倍以下の罰金を併科し、違法所得がない場合には、100 万元以下の罰金を科する。

3、草案もまた次のとおり行政責任の規定を置く。

第 62 条 この法律の規定に違反して個人情報情報を処理し、又は個人情報情報を処理するにあたり規定どおりに必要な安全保護措置を講じない場合には、個人情報保護職責を履行する部門が是正するよう命じ、違法所得を没収し、警告をする。是正を拒絶した場合には、100 万元以下の罰金を併科する。直接に責任を負う主管人員その他の直接責任人員に対しては、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

前項所定の違法行為をし、情状が重大である場合には、個人情報保護職責を履行する部門が是正するよう命じ、違法所得を没収し、5000 万元以下又は前年度の営業額の 100 分の 5 以下の罰金を併科するものとし、かつ、関連業務の一時停止若しくは業務停止・整頓を命じ、又は関係主管部門に通報して関連業務許可の行政処罰としての取消し若しくは営業許可証の行政処罰としての取消しをさせることができる。直接に責任を負う主管人員その他の直接責任人員に対しては、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。

第 63 条 この法律所定の違法行為をした場合には、関係する法律及び行政法規の規定により信用档案に記入し、かつ、公示をする。

4、なお、草案第 67 条は「この法律の規定に違反し、治安管理違反行為を構成する場合には、法により治安管理处罰をする。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する」と規定するところ、治安管理違反行為に行政処罰を科す法的根拠として「中華人民共和国治安管理处罰法」【26】があり、その第 42 条は次の規定を置く。

の削除を要求する権利を有する。ネットワーク運営者が収集し、又は保存する当該個人の個人情報に誤りのあることを発見した場合には、ネットワーク運営者に更正を要求する権利を有する。ネットワーク運営者は、措置を講じて削除又は更正をしなければならない。

<sup>25</sup> 安全法

第 44 条 いかなる個人及び組織も、個人情報情報を窃取し、又はその他の不法な方式によりこれを取得してはならず、個人情報情報を不法に販売し、又は他人に対し不法に提供してはならない。

<sup>26</sup> 全人代常務委員会 2005 年 8 月 28 日公布、2006 年 3 月 1 日施行、2012 年 10 月 26 日改正発布、2013 年 1 月 1 日施行。

第 42 条 次に掲げる行為の 1 つをした場合には、5 日以下の勾留又は 500 元以下の罰金を科する。事案が比較的重大である場合には、5 日以上 10 日以下の勾留を科するものとし、500 元以下の罰金を併科することができる。

(1)脅迫状を作成し、又はその他の方法で他人の人身の安全を脅かす行為

(2)他人を公然と侮辱し、又は事実を捏造して他人を誹謗する行為

(3)事実を捏造し他人を誣告して陥れ、他人をして刑事追及を受けさせ、又は治安管理处罰を受けさせるよう企む行為

(4)証人及びその近親者に対し脅迫、侮辱、殴打又は打撃・報復をする行為

(5)複数回にわたり猥褻、侮辱、脅迫その他の情報を発送し、他人の正常な生活を妨害する行為

(6)他人のプライバシーをのぞき、盗撮し、盗聴し、又は流布する行為

## 二、個人情報の違法な侵害の法律効果としての刑事責任

1、個人情報の侵害がある場合、民事責任、行政責任のみならず、最悪の場合、刑事責任が科され得る。換言すれば、「中華人民共和国刑法」【27】が規定する犯罪を構成し得る、ということである。これには個人情報漏洩罪と商業秘密漏洩罪がある。以下、それぞれ関係条文を示す。

### 2、個人情報漏洩罪【28】

(1) 刑法第 253 条の 1

国の関係規定に違反し、他人に対し公民の個人情報情報を売却し、または提供し、情状が重大である者は、3 年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。情状が特別に重大である場合には、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国の関係規定に違反し、職責の履行またはサービスの提供の過程において知り得た公民の個人情報情報を他人に売却し、または提供した者は、前項の規定により重きに従い処罰

<sup>27</sup> 全人代 1979 年 7 月 1 日公布、1997 年 3 月 14 日全人代改正、1998 年 12 月 29 日全人代常務委員会改正、1999 年 12 月 25 日全人代常務委員会「刑法改正案（一）」による改正、2001 年 8 月 31 日全人代常務委員会「刑法改正案（二）」による改正、2001 年 12 月 29 日全人代常務委員会「刑法改正案（三）」による改正、2002 年 12 月 28 日全人代常務委員会「刑法改正案（四）」による改正、2005 年 2 月 28 日全人代常務委員会「刑法改正案（五）」による改正、2006 年 6 月 29 日全人代常務委員会「刑法改正案（六）」による改正、2009 年 2 月 28 日全人代常務委員会「刑法改正案（七）」による改正、2011 年 2 月 25 日全人代常務委員会「刑法改正案（八）」による改正、2015 年 8 月 29 日「刑法改正案（九）」による改正、2017 年 11 月 4 日「刑法改正案（十）」による改正、2020 年 12 月 26 日「刑法改正案（十一）」による改正。

<sup>28</sup> 条文内容の公的解釈を明らかにするものとして、「公民の個人情報の侵害に係る刑事事件を取り扱う際の法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」（最高人民法院/最高人民検察院が法積[2017]10 号により 2017 年 5 月 8 日発布、同年 6 月 1 日施行）参照。

する。

公民の個人情報を窃取し、またはその他の方法により不法に取得した者は、第1項の規定により処罰する。

単位【29】が前三項の罪を犯した場合には、単位は罰金に処し、かつ、その直接に責任を負う主管者その他の直接責任者は当該各項の規定により処罰する。

(2) 上述の「国の関係規定」

安全法第44条 いかなる個人および組織も、個人情報を窃取し、またはその他の不法な方式によりこれを取得してはならず、個人情報を不法に販売し、または他人に対し不法に提供してはならない。

### 3、商業秘密漏洩罪【30】

(1) 「刑法」第219条

次の各号に掲げる商業秘密侵害行為の1つをし、商業秘密の権利者に対して重大な損害をもたらした者は、3年以下の有期徒刑若しくは拘役に処し、罰金を併科し、または単科する。特別に重大な結果をもたらした場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

(1) 窃取、利益誘導、脅迫その他の不正な手段により権利者の商業秘密を取得する行為

(2) 前号の手段により取得した権利者の商業秘密を開示し、使用し、または他人が使用するのを許可する行為

(3) 約定に違反し、または商業秘密の保持に関する権利者の要求に違反し、自己が掌握する商業秘密を開示し、使用し、または他人が使用するのを許可する行為

前項に掲げる行為であることを明らかに知り、または知るべきであるのに他人の商業秘密を取得し、使用し、または開示した者は、商業秘密の侵害として処理する。

この条において「商業秘密」とは、公衆が知悉するところとなっておらず、権利者のため経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持措置を講じた技術情報および経営情報をいう。

この条において「権利者」とは、商業秘密の所有者および商業秘密の所有者の許諾を経た商業秘密使用者をいう。

(2) 刑法第220条

単位が第213条ないし前条所定の罪を犯した場合には、単位は罰金に処し、かつ、その直接に責任を負う主管者その他の直接責任者は当該各条の規定により処罰する。

## 第四、草案の概要

<sup>29</sup> これには法人（外商投資企業）が含まれる。

<sup>30</sup> 条文内容の公的解釈を明らかにするものとして、「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の具体的法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈(3)」（最高人民法院/最高人民検察院が法釈[2020]10号により2020年9月14日発布、施行）及び「商業秘密の侵害にかかる刑事事件の立件訴追標準を改正することに関する最高人民検察院及び公安部の決定」（最高人民検察院/公安部が2020年9月17日公布）参照。

草案の概要は、既に説明した部分を除き、以下のとおりである。

### 一、内容

全70条から成り、以下の内容を含む。二、以下では、第6章（政府行政機関を名宛人とする）、第8章（附則であり、解説する意義に乏しい）を除く各章の注意点を解説する。

第1章	総則（第1条乃至第12条）
第2章	個人情報処理規則
第1節	一般規定（第13条乃至第28条）
第2節	センシティブな個人情報の処理規則(第29条乃至第32条)
第3節	国家機関による個人情報処理にかかる特別規定（第33条乃至第37条）
第3章	個人情報のクロスボーダー提供にかかる規則（第38条乃至第43条）
第4章	個人情報処理活動における個人の権利（第44条乃至第49条）
第5章	個人情報処理者の義務（第50条乃至第55条）
第6章	個人情報保護職責を履行する部門（第56条乃至第61条）
第7章	法律責任（第62条乃至第67条）
第8章	附則（第68条乃至第70条）

### 二、第1章（総則（第1条乃至第12条））の注意点

草案の目的は、個別の条項、文言の解釈に影響するものであるから、その内容（4つの目的）を押さえることが必要である（以下の①乃至④の数字は筆者が挿入した）。

第1条 ①個人情報にかかる権益を保護し、②個人情報処理活動を規範化し、③個人情報が法により秩序を有して自由に流動することを保障し、かつ、④個人情報の合理的な利用を促進するため、この法律を制定する。

次に、草案の適用範囲を押さえることが必要である。特に第3条第2項は一定の場合に「境外」、すなわち①外国、及び、②中華人民共和国のうち一国二制度が適用される香港特別行政区及びマカオ特別行政区、並びに、(1つの中国原則に基づく)台湾にも適用されることに注意を要する。

第3条 組織又は個人が中華人民共和国の境内において自然人の個人情報を処理する活動には、この法律を適用する。

中華人民共和国の境外において中華人民共和国の境内の自然人の個人情報を処理する活動にも、次に掲げる事由の1つがある場合には、この法律を適用する。

- (一) 境内の自然人に対し製品又はサービスを提供することを目的とするもの。
- (二) 境内の自然人の行為を分析し、又は評価するためであるもの。
- (三) 法律及び行政法規所定のその他の事由

もつとも、不可逆的に匿名化された情報は「個人情報」に該当せず、ゆえに cross-border でこれを持ち出すについても、そもそも規制対象となる「個人情報」ではないので、安全評価上もリスクはゼロである。

第 4 条第 1 項 個人情報は、電子その他の方式により記録された、既に識別されている、又は識別することができる自然人と関係する各種情報であり、これには、匿名化処理後の情報を含まない。

第 69 条 この法律の次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(四)「匿名化」とは、個人情報が処理を経て特定の自然人を識別不能となり、かつ、復元不能となる過程をいう。

個人情報保護を図るために遵守すべき原則は、草案の先駆けとなる安全法第 22 条第 3 項、第 40 条乃至第 50 条及び推奨性国家標準である安全規範が規定するところと同様である。

第 5 条 個人情報を処理するにあたっては、適法かつ正当な方式を採用し、信義誠実の原則に従わなければならない。欺罔、誤導等の方式を通じて個人情報を処理してはならない。

第 6 条 個人情報を処理するにあたっては、明確かつ合理的な目的を有しなければならない。かつ、処理目的を実現する最小範囲に限らなければならない。処理目的と無関係な個人情報の処理をしてはならない。

第 7 条 個人情報を処理するにあたっては、公開かつ透明の原則に従い、個人情報処理規則を明示しなければならない。

第 8 条 処理目的の実現のため、処理される個人情報は、正確であり、かつ、遅滞なく更新されなければならない。

### 三、第 2 章（個人情報処理規則（第 13 条乃至第 27 条））の注意点

#### 1、個人情報処理者としての法的義務の遵守の必要性と同意取得の重要性

まず、外商投資企業は、一般的に草案第 9 条が規定する「個人情報処理者」に該当するので（B2C で個人顧客を対象にしない場合にも、自然人である従業員の個人情報を取り扱う）、後述する第 5 章各条の義務を負うほか、第 9 条の総則的規定を明確化する第 17

条乃至第 28 条【<sup>31</sup>】の個別具体的な法的義務に精通し、これを遵守する必要がある。

#### <sup>31</sup> 第 17 条乃至第 28 条

第 17 条 個人情報処理者は、個人が自らの個人情報の処理に同意せず、又は個人情報処理に対する自らの同意を撤回したことを理由として、製品又はサービスの提供を拒絶してはならない。ただし、個人情報の処理が製品又はサービスの提供に必要であるものに該当する場合を除く。

第 18 条 個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、目立つ方式及び明瞭で分かりやすい文言により、個人に対し次に掲げる事項を告知しなければならない。

- (一) 個人情報処理者の身分及び連絡方式
- (二) 個人情報の処理目的及び処理方式、処理する個人情報の種類及び保存期間
- (三) 個人がこの法律所定の権利を行使する方式及び手続
- (四) 法律及び行政法規所定の告知すべきその他の事項

前項所定の事項に変更が発生した場合には、変更部分を個人に告知しなければならない。

個人情報処理者が個人情報処理規則を制定する方式を通じて第 1 項所定の事項を告知する場合には、処理規則は、これを公開し、かつ、閲覧及び保存に便利でなければならない。

第 19 条 個人情報処理者は、個人情報を処理するにあたり、法律又は行政法規において定められた、秘密を保持すべき旨又は告知する必要のない事由がある場合には、個人に対し前条所定の事項を告知しないことができる。

緊急の状況において、自然人の生命の健康及び財産の安全を保護するため、個人に対し適時に告知するすべがない場合には、個人情報処理者は、緊急の状況が除去された後に告知をしなければならない。

第 20 条 個人情報の保存期間は、処理目的の実現に必要な最短の時間としなければならない。法律又は行政法規に個人情報の保存期間について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第 21 条 2 名以上の個人情報処理者が個人情報の処理目的及び処理方式を共同で決定する場合には、各自の権利及び義務を約定しなければならない。ただし、当該約定は、個人がそのうちのいずれか 1 名の個人情報処理者に対しこの法律所定の権利の行使を要求することに影響しない。

個人情報処理者が個人情報を共同で処理し、個人情報にかかる権益を侵害した場合には、法により連帯責任を負う。

第 22 条 個人情報処理者は、個人情報の処理を委託する場合には、処理を委託する目的、処理方式、個人情報の種類、保護措置並びに双方の権利及び義務等を受託者と約定し、かつ、受託者の個人情報処理活動に対し監督をしなければならない。

受託者は、約定に従い個人情報を処理しなければならない。約定した処理目的、処理方式等を超えて個人情報を処理してはならず、かつ、契約の履行完了又は委託関係の解除後に、個人情報を個人情報処理者に返還し、又は削除しなければならない。

個人情報処理者の同意を経ずして、受託者は、個人情報の処理を他人に再委託してはならない。

第 23 条 個人情報処理者は、合併、分割等の原因により個人情報を移転する必要がある場合には、個人に対し受領者の身分及び連絡方式を告知しなければならない。受領者は、個人情報処理者としての義務を継続して履行しなければならない。受領者は、従前の処理目的又は処理方式を変更する場合には、この法律の規定により改めて個人に対し告知し、かつ、その同意を取得しなければならない。

第 24 条 個人情報処理者は、第三者に対しその処理した個人情報を提供する場合には、個人に対し第三者の身分、連絡方式、処理目的、処理方式及び個人情報の種類を告知し、かつ、個人の単独の同意を取得しなければならない。個人情報を受領した第三者は、上記処理目的、処理方式及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を処理しなければならない。第三者は、従前の処理目的又は処理方式を変更する場合には、この法律の規定により改めて個人に対し告知し、かつ、その同意を取得しなければならない。

個人情報処理者が第三者に対し匿名化情報を提供する場合には、第三者は、技術等の手段を利用して改めて個人の身分を識別してはならない。

第 25 条 個人情報を利用して自動化された意思決定をする場合には、意思決定の透明度及び処理結果の公平合理性を保証しなければならない。個人は、自動化された意思決定が自らの権益に対し重大な影響をもたらすと認める場合には、個人情報処理者に説明をするよう要求する権利を有し、かつ、個人情報処理者が自動化された意思決定の方式のみを通じて決定することを拒絶する権利を有する。

自動化された意思決定の方式を通じて商業マーケティング又は情報のプッシュ通知をするにあたっては、その個人の特徴に焦点をあてていないオプションを同時に提供しなければならない。

第 26 条 個人情報処理者は、その処理した個人情報を公開してはならない。ただし、個人の単独の同意を取得し、又は法律若しくは行政法規に別段の定めのある場合を除く。

第 27 条 公共の場所において画像採集又は個人身分識別設備を据え付けるにあたっては、公共安全を維持保護するために必要であり、国の関係規定を遵守し、かつ、目立つ注意提示標識を設置しなければならない。収集した個人の画像及び個人の身分特徴の情報は、公共安全を維持保護する目的にのみ用い

第 9 条 個人情報処理者は、その個人情報処理活動に対し責任を負い、かつ、必要な措置を講じて、その処理する個人情報の安全を保障しなければならない。

第 69 条 この法律の次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一)「個人情報処理者」とは、処理目的、処理方式等の個人情報処理事項を自主的に決定する組織又は個人をいう。

個人情報の処理時には第 13 条に掲げる要件を遵守する必要があるが、最も重要であるのは「同意」の取得である。

第 13 条 次に掲げる事由の 1 つに適合する場合に限り、個人情報処理者は、個人情報を処理することができる。

(一) 個人の同意を取得したとき。

(二) 個人を一方当事者とする契約を締結し、又は履行するために必要であるとき。

(三) 法定の職責又は法定の義務を履行するために必要であるとき。

(四) 突発的の公共衛生事件に対応するため、又は緊急の状況において自然人の生命の健康及び財産の安全を保護するために必要であるとき。

(五) 公共利益のためニュース報道、世論監督等を実施する行為につき合理的な範囲内で個人情報を処理するとき。

(六) 法律及び行政法規所定のその他の事由

その「同意」の取得に関して、安全法及び安全規範が規定するところが統合的に法制化されている点に注意を要する。

第 14 条 個人情報の処理にかかる同意は、個人が十分に事情を知っているという前提において、自由意思により、かつ、明確に意思表示をしなければならない。法律又は行政法規に個人情報の処理にあたって個人の単独の同意又は書面による同意を取得すべき旨が定められている場合には、当該定めに従う。

個人情報の処理目的、処理方式及び処理する個人情報の種類に変更が発生した場合には、改めて個人の同意を取得しなければならない。

第 16 条 個人の同意に基づき実施される個人情報処理活動について、個人は、その同意を撤回する権利を有する。

ることができ、これを公開し、又は他人に対し提供してはならない。ただし、個人の単独の同意を取得し、又は法律若しくは行政法規に別段の定めのある場合を除く。

第 28 条 個人情報処理者が既に公開されている個人情報を処理するにあたっては、当該個人情報が公開された際の用途に適合しなければならない。当該用途と関連する合理的な範囲を超える場合には、この法律の規定により個人に対し告知し、かつ、その同意を取得しなければならない。

個人情報が公開された際の用途が明確でない場合には、個人情報処理者は、既に公開されている個人情報を合理的かつ慎重に処理しなければならない。既に公開されている個人情報を利用して個人に対し重大な影響のある活動に従事する場合には、この法律の規定により個人に対し告知し、かつ、その同意を取得しなければならない。

第 25 条 個人情報を利用して自動化された意思決定をする場合には、意思決定の透明性及び処理結果の公平合理性を保障しなければならない。個人は、自動化された意思決定が自らの權益に対し重大な影響をもたらすと認める場合には、個人情報処理者に説明をするよう要求する権利を有し、かつ、個人情報処理者が自動化された意思決定の方式のみを通じて決定をすることを拒絶する権利を有する。

自動化された意思決定の方式を通じて商業マーケティング又は情報のプッシュ通知をするにあたっては、その個人の特徴に焦点をあてていないオプションを同時に提供しなければならない。

## 2、個人センシティブ情報の保護

草案は安全法及び民法典と異なり、安全規範に倣って、「個人情報」を「センシティブな個人情報」とそれ以外の「個人情報」に分けた点に注意を要する。

第 29 条 個人情報処理者は、特定の目的及び十分な必要性を有する場合に限り、センシティブな個人情報を処理することができる。

センシティブな個人情報は、ひとたび漏洩し、又は不法に使用すれば、個人が差別を受け、又は人身若しくは財産の安全に重大な害を受けることになるおそれがある個人情報であり、これには、種族、民族、宗教信仰、個人の生体的特徴、医療健康、金融口座、個人の移動等の情報を含む。

もともと、「センシティブな個人情報」に関する特別な保護規定がほとんどなく、意見徴求過程で当該部分の充実が図られる可能性がある。

第 30 条 個人の同意に基づいてセンシティブな個人情報を処理する場合には、個人情報処理者は、個人の単独の同意を取得しなければならない。法律又は行政法規にセンシティブな個人情報の処理にあたって書面による同意を取得すべき旨が定められている場合には、当該定めに従う。

第 31 条 個人情報処理者は、センシティブな個人情報を処理する場合には、第 18 条所定の事項のほか、更に個人に対し、センシティブな個人情報を処理する必要性及び個人に対する影響を告知しなければならない。

第 18 条 個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、目立つ方式及び明瞭で分かりやすい文言により、個人に対し次に掲げる事項を告知しなければならない。

(一) 個人情報処理者の身分及び連絡方式

(二) 個人情報の処理目的及び処理方式、処理する個人情報の種類及び保存期間

(三) 個人がこの法律所定の権利を行使する方式及び手続

(四) 法律及び行政法規所定の告知すべきその他の事項

前項所定の事項に変更が発生した場合には、変更部分を個人に告知しなければならない

い。

個人情報処理者が個人情報処理規則を制定する方式を通じて第 1 項所定の事項を告知する場合には、処理規則は、これを公開し、かつ、閲覧及び保存に便利でなければならない。

#### 四、第 3 章（個人情報のクロスボーダー提供にかかる規則（第 38 条乃至第 43 条））の注意点

草案第 38 条、第 39 条は、cross-border で個人情報を提供する場合に関して規定する。

第 38 条 個人情報処理者は、業務等の必要により、確かに中華人民共和国の境外に対し個人情報を提供する必要がある場合には、少なくとも次に掲げる 1 つの条件を具備しなければならない。

（一）第 40 条【<sup>32</sup>】の規定により国のネットワーク・情報化部門の組織した安全評価に合格していること。

（二）国のネットワーク・情報化部門の規定に従い専門業務機構の実施する個人情報保護認証を経ていること。

（三）境外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定し、かつ、その個人情報処理活動がこの法律所定の個人情報保護標準に達することを監督していること。

（四）法律、行政法規又は国のネットワーク・情報化部門所定のその他の条件

第 39 条 個人情報処理者は、中華人民共和国の境外に対し個人情報を提供する場合には、個人に対し境外の受領者の身分、連絡方式、処理目的、処理方式、個人情報の種類及び個人が境外の受領者に対しこの法律所定の権利を行使する方式等の事項を告知し、かつ、個人の単独の同意を取得しなければならない。

#### 五、第 4 章（個人情報処理活動における個人の権利（第 44 条乃至第 49 条））の注意点

まず、一般的に個人情報処理者に該当する外商投資企業は草案第 49 条の法的義務を負うことを理解しなければならない。

<sup>32</sup> 草案第 40 条の「基幹情報インフラストラクチャーの運営者」の意義について、2019 年度第 3 号参照。なお、同条は「基幹情報インフラストラクチャーの運営者」に加えて「個人情報の処理が国のネットワーク・情報化部門所定の数量に達する個人情報処理者」を主語としており、安全法第 37 条、第 31 条第 1 項と比較して主語の拡張をしている点に注意を要する。

第 40 条 基幹情報インフラストラクチャーの運営者及び個人情報の処理が国のネットワーク・情報化部門所定の数量に達する個人情報処理者は、中華人民共和国の境内において収集し、及び発生させた個人情報を境内に保存しなければならない。確かに境外に対し提供する必要がある場合には、国のネットワーク・情報化部門の組織する安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国のネットワーク・情報化部門の規定により安全評価をしないことができる場合には、当該定めに従う。

第 49 条 個人情報処理者は、個人による権利行使にかかる申請の受理及び処理メカニズムを確立しなければならない。個人による権利行使にかかる請求を拒絶する場合には、理由を説明しなければならない。

しかし、「個人による権利行使にかかる申請の受理及び処理メカニズムを確立」するためには、そもそも外商投資企業の従業員及び個人顧客が享受する「個人による権利」が何であるかを知る必要がある。これについて、第 44 条乃至第 48 条が規定する。

第 44 条 個人は、その個人情報の処理について知る権利及び決定権を享有し、他人がその個人情報について処理をすることを制限し、又は拒絶する権利を有する。ただし、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

第 45 条 個人は、個人情報処理者からその個人情報を閲覧し、及び複製する権利を有する。ただし、第 19 条第 1 項所定の事由がある場合を除く。

個人がその個人情報の閲覧又は複製を請求する場合には、個人情報処理者は、遅滞なく提供しなければならない。

第 46 条 個人は、その個人情報が正確でなく、又は不完全であることを発見した場合には、個人情報処理者に訂正及び補充を請求する権利を有する。

個人がその個人情報の訂正又は補充を請求する場合には、個人情報処理者は、その個人情報について事実確認をし、かつ、遅滞なく訂正し、又は補充しなければならない。

第 47 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、個人情報処理者は、自発的に、又は個人の請求に基づいて、個人情報を削除しなければならない。

（一）約定した保存期間が既に満了し、又は処理目的が既に実現されているとき。

（二）個人情報処理者が製品又はサービスの提供を停止したとき。

（三）個人が同意を撤回したとき。

（四）個人情報処理者が法律若しくは行政法規に違反し、又は約定に違反して個人情報を処理したとき。

（五）法律及び行政法規所定のその他の事由

法律及び行政法規所定の保存期間が満了しておらず、又は個人情報を削除することが技術的に実現困難である場合には、個人情報処理者は、個人情報の処理を停止しなければならない。

第 48 条 個人は、個人情報処理者にその個人情報処理規則について解釈・説明をするよう要求する権利を有する。

#### 六、第 5 章（個人情報処理者の義務（第 50 条乃至第 55 条））の注意点

個人情報処理者の法的義務について第 50 条乃至第 55 条が規定しており、外商投資企業はその内容に精通する必要がある。

第 50 条 個人情報処理者は、個人情報の処理目的、処理方式、個人情報の種類及び個人

に対する影響、存在するおそれのある安全リスク等に基づき、必要な措置を講じて個人情報処理活動が法律及び行政法規の規定に適合することを確実に保証し、かつ、不正なアクセス及び個人情報の漏洩又は窃取、改ざん若しくは削除を防止しなければならない。

- (一) 内部管理制度及び操作規程を制定する。
- (二) 個人情報について分級分類管理を実行する。
- (三) 相応する暗号化、非識別化（\*）等の安全技術措置を講ずる。
- (四) 個人情報処理の操作権限を合理的に確定し、かつ、業務従事人員に対し定期的に安全教育及び研修をする。
- (五) 個人情報安全事件緊急対応事前案を制定し、かつ、実施を組織する。
- (六) 法律及び行政法規所定のその他の措置

第 51 条 個人情報の処理が国のネットワーク・情報化部門所定の数量に達する個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報処理活動及び講ずる保護措置等に対する監督の実施に責任を負わせなければならない。

個人情報処理者は、個人情報保護責任者の氏名、連絡方式等を公開し、かつ、個人情報保護職責を履行する部門に報告送付しなければならない。

第 52 条 第 3 条第 2 項所定の中華人民共和国の境外の個人情報処理者は、中華人民共和国の境内において専門機構を設立し、又は代表を指定し、個人情報保護の関連事務の処理に責任を負わせ、かつ、関係機構の名称又は代表の氏名、連絡方式等を、個人情報保護職責を履行する部門に報告送付しなければならない。

第 53 条 個人情報処理者は、自らの個人情報処理活動、講ずる保護措置等が法律及び行政法規の規定に適合するか否かについて定期的に監査をしなければならない。個人情報保護職責を履行する部門は、個人情報処理者に対し、専門業務機構に委託して監査をさせるよう要求する権限を有する。

第 54 条 個人情報処理者は、次に掲げる個人情報処理活動について事前にリスク評価をし、かつ、処理状況について記録をしなければならない。

- (一) センシティブな個人情報を処理するとき。
- (二) 個人情報を利用して自動化された意思決定をするとき。
- (三) 個人情報の処理を委託し、第三者に対し個人情報を提供し、又は個人情報を公開するとき。
- (四) 境外に対し個人情報を提供するとき。
- (五) 個人に対し重大な影響を有するその他の個人情報処理活動

リスク評価の内容には、次を含まなければならない。

(一) 個人情報の処理目的、処理方式等が適法であり、正当であり、又は必要であるか否か。

(二) 個人に対する影響及びリスク程度

(三) 講ずる安全保護措置が適法であり、有効であり、かつ、リスク程度と適応するか否か。

リスク評価報告及び処理状況記録は、少なくとも 3 年保存しなければならない。

第 55 条 個人情報処理者は、個人情報の漏洩を発見した場合には、直ちに救済措置を講じ、かつ、個人情報保護職責を履行する部門及び個人に通知しなければならない。通知には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- (一) 個人情報の漏洩の原因
- (二) 漏洩した個人情報の種類及びもたらされるおそれのある危害
- (三) 既に講じている救済措置
- (四) 個人が講ずることのできる危害軽減措置
- (五) 個人情報処理者の連絡方式

個人情報処理者が措置を講じて情報漏洩によりもたらされる損害を有効に回避することができる場合には、個人情報処理者は、個人に通知しないことができる。ただし、個人情報保護職責を履行する部門は、個人情報の漏洩が個人に対し損害をもたらすおそれがあると認める場合には、個人情報処理者に対し個人に通知するよう要求する権限を有する。

(\*) 非識別化の定義

第 69 条 この法律の次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(三) 「非識別化」とは、個人情報につき処理を経て、付加情報の助けを借りない状況において、これを特定の自然人を識別不能であるようにする過程をいう。

## 七、第 7 章（法律責任（第 62 条乃至第 67 条））の注意点

第 7 章では前述した行政責任（第 62 条、第 63 条、第 67 条）のほか、前述した民事責任を規定する（第 65 条）。ゆえに、国家機関を名宛人とする第 64 条を除き、なお解説未了の条文は第 66 条のみである。同条は「個人情報処理者がこの法律の規定に違反して個人情報を処理し、多くの個人の権益を侵害した場合」に、「人民検察院、個人情報保護職責を履行する部門及び国のネットワーク安全・情報化部門が確定する組織は、法により人民法院に対し訴えを提起することができる」として、国家機関が違法行為をした個人情報処理者に対して、行政責任、刑事責任のほか、訴訟提起を通じて民事責任を追及する途を拓くものであり、ユニークな規定であるが、何を訴訟物（訴訟提起の基礎となる権利又は法律関係）とするのが不明であり、法律公布段階ではこの点が明確化されることが望まれる。

第 66 条 個人情報処理者がこの法律の規定に違反して個人情報を処理し、多くの個人の権益を侵害した場合には、人民検察院、個人情報保護職責を履行する部門及び国のネットワーク安全・情報化部門が確定する組織は、法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

## 第五、日本の個人情報保護法との比較—両国の個人情報保護を図る政策的課題の相違

日本は 1964 年以降、OECD（経済協力開発機構）の加盟国になっている点で、協力関係はあるものの、現在なお加盟国ではない中国と異なる【33】。そのため、日本は 1980 年 9 月の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン（Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data）」という OECD 理事会勧告を受け、1988 年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定され、それが現在、公的分野を規律する 3 つの法律、すなわち国の行政機関を名宛人とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等を対象とする「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、地方公共団体等を対象とする「個人情報保護条例」となっている。

しかし、早い段階から民間事業者を規律する法律の不在が指摘され、その欠点を補う法律の必要性が認識されていたところ、1999 年の「住民基本台帳法」の改正法案の審議過程で当該必要性が政治的にも強く認識された結果、2003 年 5 月に成立し、2005 年 4 月 1 日に施行された「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）となって結実した。個人情報保護法は民間事業者を規律する重要な法律である一方で、公的分野も名宛人とする個人情報の保護に関する基本方針を規律する点でも重要な法律であることが銘記されるべきである。

なお、個人情報保護法は通則編、外国第三者提供編、確認記録義務編及び匿名加工情報編といったガイドラインに加えて、金融関連分野、医療関連分野、情報通信関連分野等に別途のガイドライン等がある。

このように日本は早い段階から個人情報保護を目的とする法律法規を制定してきた点で、2017 年 6 月 1 日の「ネットワーク安全法」施行が起点となって個人情報保護が図られるようになった中国と比較すると時期における優位はあるが、個人情報保護を規律する法規範が莫大な数存在する個人情報保護条例を中心として「2000 個問題」と呼ばれる深刻な問題を惹起している。

一般財団法人地方自治研究機構 HP【34】から抜粋すると、この問題は次のように簡潔に説明される。

#### 【いわゆる 2000 個問題】

○ 「個人情報保護法制 2000 個問題」があるとされる。これは、個人情報の取扱いを定めている法令が、民間事業者を対象にした「個人情報保護法」、国の行政機関を対象にした「行政機関個人情報保護法」、研究機関・国立大学・国立病院などに対する「独立行

政法人個人情報保護法」、そして全国の都道府県、市区町村、一部部（原文ママ）事務組合・広域連合の個人情報保護条例が、合計して「2000 個」以上あり、それぞれ規定の内容や解釈の仕方が異なるため、様々な問題があるとするものである。

例えば、一般財団法人情報法制研究所「個人情報保護法制 2000 個問題について」【35】（規制改革推進会議第 3 回投資等ワーキング・グループ（平成 28 年 11 月 15 日）資料）は、2000 個問題とは、①条文のばらつきが予想以上に大きいこと、②解釈権が 2000 個に分立していること、③オンライン結合の場合等はそれぞれの自治体の個人情報保護審議会の答申を待たなければならず、その判断も異なることが多いこと、④個人情報保護法は 3 年ごとに見直し条項があり、3 年ごとに見直しが行なわれるが、見直しをしない自治体の条例との乖離が拡大することなどであるとし、その結果、①個人データの広域連携や利活用を阻害する大きな要因の一つとなっている、②分野別の特別法を制定したとしても、分野横断的にデータを突合する場合には、問題が発生する、③オープンデータ政策でもっとも期待される自治体の情報を十分に利活用することができない、④越境データ問題への影響が生じるなどの問題があるとしている。

なお、「2000 個問題」を論じるものとして、湯淺壘道「地方公共団体における個人情報保護法制の課題」（都市問題 vol.110 2019 年 2 月）がある。

このように日本の問題は、公的分野と民間分野を統合する個人情報の保護に関する基本方針を規律する法律として「個人情報保護法」がありながら、その制定時期が遅延するなどの事情に起因して、「2000 個問題」に代表される混乱した規範競合問題に集約される。

そこで、デジタル庁が 2021 年 9 月 1 日に設立見込みである現在、こうした複雑怪奇な規範競合問題を国民にわかりやすく、利用しやすいものへと転換していくことが課題となる。本来、国民全体に行き渡れば、便利極まりない手段になり得るマイナンバーカードが中国の身分証明書制度及び香港の ID card と比較して、寂しい限りの流通状況である現状を改めるためにも、またデジタル庁が日本を 1 人 1 人の国民の利益に資する世界を代表する DX を成し遂げた国家に導くためにも、所与の前提条件としての個人情報保護の簡明な規範統合を図るべきものと考えられる。

こうして見ると、中国では 2014 年 10 月 20 日から同月の 23 日にかけて開催された中国共産党第 18 期中央委員会第 4 回全体会議（四中全会）において「依法治国（法による国家統治）」が標榜され、その中で立法における 6 つの目標が示され、その目標のひとつとして「テロ対策と国家安全の法治化」が掲げられ、「総合的国家安全観を貫徹実施し、国家安全法治建設を加速し、テロ対策等差し迫って必要とする法律の制定を急ぎ、公共安全の法治化を推進し、国家安全法律制度・体系を構築する」旨が明示されたことを受けて、安全法が①「反スパイ法」（全人代常務委員会 2014 年 11 月 1 日公布、施行）、②「国家

33 <http://www.oecd.org/tokyo/about/members.htm>

34 [http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/017\\_privacyprotection.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/017_privacyprotection.htm)

35 <http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/PDF/%EF%BC%91%EF%BC%97/2000komonndai.pdf>

安全法」(全人代常務委員会 2015 年 7 月 1 日公布、施行)、③「国家情報法」(全人代常務委員会 2017 年 6 月 27 日公布、同月 28 日施行、2018 年 4 月 27 日改正)、④「反テロリズム法」(全人代常務委員会 2015 年 12 月 27 日公布、2016 年 1 月 1 日施行、2018 年 4 月 27 日改正)、⑤「暗号法」(全人代常務委員会 2019 年 10 月 26 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)、⑥「香港国家安全維持保護法」(全人代 2020 年 5 月 28 日公布、同年 6 月 30 日施行)と共に当該政策を実現する「法律」という手段として誕生し、偶々その中で安全法と相性の良い個人情報保護が(安全規範という解釈指針を得て)成立したものの、僅か 12 条限りの完全には程遠い状況が 2021 年 1 月 1 日施行の民法典、そして今後施行される予定の中国版「個人情報保護法」により漸次的に改善されていく規範充実を図るべき状況であるのに対して、日本は OECD 加盟国として早期に個人情報保護を図る立法的努力を重ねてきたが、総論的意義を有する個人情報保護法の施行が遅延したために、「2000 個問題」に代表される「作り過ぎたがゆえの複雑な規範競合問題」の解消に努める状況であり、両国の個人情報保護を図る政策的課題のベクトルの方向性が全く逆であることが興味深く感じられるのである。

以上

筆者紹介：1990 年 京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市役所を経て 95 年 弁護士登録。99 年 村尾龍雄法律事務所、2000 年 キャストコンサルティング(上海)、02 年 弁護士法人キャストを設立。中国事業のコンサルティングは 20 年以上の実績をもつ。日系企業のアジア進出サポートのため、12 年 キャストコンサルティング(ミャンマー)、13 年 弁護士法人キャストホーチミン支店を設立(2017 年 8 月にベトナム司法省認可を得てベトナム弁護士法人化)し、現地に根差したサービスを提供している。香港ソリシター(香港弁護士)でもある(香港 Li & Partners 所属)。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を 2 度受賞。『これからの中国ビジネスがよくわかる本』(ダイヤモンド社)ほか著書・論文多数。

ご照会先

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街 2 号 銀泰中心 C 座 2102 号

Tel : +86-10-6505-8989 Fax : +86-10-6505-3829

本レポートは中国に関する戦略的情報を株式会社国際協力銀行 北京代表処が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。



**国際協力銀行**

**JBIC** JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION